

委員会議事録

1 教育委員会関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

数点質問していきたいと思います。まず、給食センターについてなんですが、このたび、9月1日にフェイスブックページを開設されたとお聞きしておりますが、その経緯と目的についてお聞かせください。

○呉橋学校給食センター所長

それでは、フェイスブックの立ち上げについてお答えをいたします。

まず、経緯であります。今回、市の情報部門を所管しております政策企画部において、光市フェイスブック運用ガイドラインが定められました。これによって、フェイスブックを活用しての情報発信が可能になったことから、日々の給食の写真と献立等について9月1日から掲載を始めたものでございます。

そして、この目的、なぜフェイスブックを始めたかという目的であります。既に御承知のように、本センターは給食を題材とした食育推進の施設としての役割も担っております。そういう中でさまざまな取り組みをしておるわけですが、その取り組みの一つとして積極的な情報発信がございまして。

新センター稼働開始後、市のホームページで給食の写真を掲載していますが、もっと多くの市民、人々に頻繁に、そして、気軽に給食の写真、献立等を見てもらうことで、市民の方々が本市の学校給食を知り、そして、身近に感じ、さらには食に関心を持ってもらうことを目的に、今回フェイスブックという取り組みを始めたところでございます。

○田中委員

わかりました。なかなか市のフェイスブックの運用ガイドラインができたということ、このあたりはちょっとここで聞くことじゃないとは思いますが、なかなか検討中の中からフェイスブックの活用というものがない中で、今回給食センターが活用されるということで、すごくいいことだと思って、食育を中心ということだったのですが、情報公開とか発信を行っていくことによって、本当、給食の安心安全を届けることになりまして、また、保護者の方とか見ていただいている方から応援をしていただけるようになると思いますので、今後もぜひこういったものを活用して給食センターなのだけど、ほかの部署にも波及していくような先進的な取り組みとして活用していただけたらと思います。

それで、2点目にいきますが、毎年、今、光市通学路合同点検会議というものを開催していたかと思うのですが、今年度の取り組みについて、昨年ですと、夏あたりにあったかと思うのですが、今の取り組み状況についてお聞かせください。

○石丸学校教育課長

今年度の点検会議につきましては、今、10月中旬に開催する予定で、関係機関と調整中でございます。

○田中委員

10月中旬に開催予定ということで、通学路交通安全プログラムの中でPDCAサイクルを繰り返して実施するというので取り組まれていると思うのですが、このたび、例年は夏ごとにあったかと思うのですが、少しスケジュールがおくれているという点の理由についてお聞かせいただければと思います。

○石丸学校教育課長

少しスケジュールがおくれているのですけれども、ジャンボリーとかいろんなことの行事が重なりまして、現在、確かに、各学校では当然4月からいろいろ教職員を中心として、その通学路については、いろんな課題があれば、緊急性があれば、またこちらのほうに連絡するということになっております。

安全対策会議につきましては、現在のところ、10月の実施に向けて、各学校から新規、それから、継続含めて情報が上がってきております。その中で新たに提出された危険箇所の歩道整備、あるいは信号機の設置など、ハード対策のこれについては必要性とか緊急性、それから、交通規制や見守り隊の強化などのソフト対策については、有効性とか、そのあたりのことについて今情報収集を行っているところでございます。

○田中委員

わかりました。この通学路点検なのですが、本当に所管をまたぐことなり、この点検会議によって、すごい改善が図られるものだと思っておりますので、ぜひ多くの方から意見を聞いて改善に取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、いじめ対策問題協議会についてお聞きしたいのですが、第1回協議会が開催されたときに、委員の方から、今、各学校で心のアンケートを行っておると思うのですが、岩手県で7月に起きたいじめによる自殺では、生徒と担任間でやり取りしていた生活記録ノートに生徒が助けを求めていたのに、担任の対応が悪くて、周りが知らずに起こってしまった事件だということが発覚しました。その中で、第1回協議会のときに委員の方から、心のアンケート、週末は家庭に持ち帰って、家庭とも情報の共有を行ったほうがよいのではないかという意見があったと思うのですが、このあたり、非常に有効だと思うのですが、改善についてどのように取り組まれているのかお聞かせください。

○石丸学校教育課長

御承知のように、今、各小中学校において、週1回アンケートを実施しております。いじめの対策協議会の中でも出たかと思うのですが、アンケートの内容について

は、例年、見直しをしながら、より精度の高いものになるようにということをお願いしております。対策協議会の中の意見も踏まえまして、10月に実施予定の生徒指導主任会、この中で、各学校のアンケートを持ち寄りまして、質問項目等の情報共有、情報交換、そして、改善点等について協議することとしておりまして、その際、家庭への持ち帰り、これについても協議する予定でございます。

○田中委員

それぞれアンケートについても、その協議会の中でも各学校にお任せしてやっているという状況があったのですが、そういったところで情報提供をして、しっかり方向性を持って、やっぱり有効なものはずいぶん市内共通してやろうという取り組みで積極的に行っていただけたらと思いますので、10月に実施されるということなのでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、図書館についてなんですが、今年度新しいシステムを導入するというところで予定をされていると思いますが、進捗状況についてお聞かせいただければと思います。

○末岡図書館長

図書館システムの再構築につきましては、地域を支える情報拠点としての図書館サービスの一層の充実を図るため、蔵書の管理、検索、予約、貸し出しなどに係る基幹システムについて、利用者にとってよりわかりやすく、使いやすいものとするために、また、あわせて業務の効率化、維持管理費の削減を図るため実施してまいりましてでございます。

進捗状況につきましては、年度当初から準備を進めておりまして、6月に公募型プロポーザル方式の告示を行い、最終的には、3者の応募があり、提案書に基づく事前のデモンストレーション審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、今月初めに、優先交渉権者を選定いたしました。現在、契約内容の最終調整を行っており、今後、契約締結の後、システム構築作業に入り、来年3月1日の正式稼働に向けて導入業務を進めてまいることとしております。

また、新図書館システムでは、サーバーを図書館内に置かず、インターネット経由で利用するクラウド型を前提としておりまして、利用者サービスの向上を図るため、新たに子供向けのタッチパネルによる図書検索端末の導入や、館内の全ての図書検索端末にレシートプリンターを導入し、貸出や予約の際の手続を簡略化すること、図書検索では、検索結果がよりわかりやすくなるような機能も導入予定をしております。

また、利用者自身が貸出履歴を自分のパソコン等に保存することができるような機能、さらに図書館利用者によるレファレンス機能の充実を図るため、スマートフォンやタブレットなどを利用して、さまざまな情報を簡単に得ることができるサービスの導入もすることも検討しているところでございます。

○田中委員

詳細にわたってありがとうございます。3者がプロポーザルで競って選ばれたという

ことで、デモもプレゼンも行われたということで、競ってできたものなので、多分すごいいいものが出てくるのだろうなと期待しているところですし、市民の方も多くの方が、このシステムの改修には期待しているところだと思いますので、引き続き、しっかり取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、もう一点お聞ひしたいのですが、伊藤公資料館の企画展についてなのですが、このたび企画展がスタートしてオープニングセレモニーのほうにも参加させていただきましたが、非常に魅力ある展示で来場者の方も喜ばれていたのではないかとと思ひます。1点その中でお尋ねしたいのですが、多くの方が訪れていますが、現在、伊藤公資料館のお土産として買って帰れるものは、どのようなものがあるのかお尋ねしたいと思ひます。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

御承知のとおり、今月9月2日から企画展「伊藤ドラマ第1編」が開催いたしまして、過日のオープニングセレモニーは多くの方に御来場いただきまして、大変ありがとうございました。現在、順調な運営を行っているところでございます。

お土産につきましての御質問でございますが、伊藤公資料館において今販売しておりますのは、伊藤公テレホンカードと、もう一点、先般発刊いたしました冊子「未来をひらく光の歴史文化」、この2点でございます。

○田中委員

テレホンカードを販売されているのですか。済みません、テレホンカードも販売されているのですか。

○委員長

質問ですか、再質問、どうぞ。

○田中委員

テレホンカードも販売しているということで、実は僕は存じてなかったもので、申しわけなかったです。それで、質問じゃなくて大丈夫です。

それで、今回、企画展を行われているということで、この企画自体が職員の手づくりとお聞きしておるのですが、この内容について、もう少し詳しくお聞かせいただければと思ひます。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほど少し述べましたとおり、現在、明治維新150年に向けまして、「伊藤公ドラマ第1編」を開催しているところでございます。開催に当たりましては、まず、職員で内容につきまして検討いたしまして、その後、調査研究、資料収集、準備、展示方法等の検討及びその作製、これまで全て職員が行っておるところでございます。

○田中委員

私も見させていただいて、職員が手づくりされた展示という部門で、すごく内容も充実していて、学びたいと思って見たわけなのですが、すごく充実していて、実は見ただけでは覚え切れないところがありまして、伊藤公の資料館でのお土産ということになると、数少ないので、ぜひ展示を家に帰っても学べるものになったらいいなという思いがありました。それで、これは、訪れた方も同じような思いではないのかなと感じたところです。これは、要望になるのかもしれないのですが、ぜひ職員が手づくりした資料なので、これをプリントアウトして、この企画展のお土産として販売していくことも有効な発信になるし、お土産にもなると思うので、ぜひほかのところでもこういったことを行っているところもありますので、ぜひそういった取り組みも、これは要望にしておきますので、ぜひお願いしたいと思いますので、職員の本当得意を生かして、それをまた市の魅力として発信していくといった活動をお願いしたいと思います。

○笹井委員

では、2項目についてお聞きします。まず、最初に、学校教育についてですが、小中学校について、少子化が進んでおるということは把握しておりますし、いろいろそれに対してアンケートや検討されておるといこともたびたび聞いておるわけなのですが、小中学校の運営、もしくは将来的な再編について、現在進展はどのような状況でございましょうか。

○蔵下教育総務課長

小中学校の将来のあり方については、本年度、子供たちの教育環境の充実と教育力の維持向上の観点から、幅広く議論を進めるため、仮称「光市立学校の将来の在り方検討会議」を設置し、構想案をまとめることとしております。現在、大局的な見地、幅広い視点からの議論をお願いする委員の人選中でございまして、今後会議が開催できるよう準備が整いましたら、お示しができるものと考えております。

○笹井委員

本年度、仮称の在り方検討会議を開くということで、今人選中ということでしたが、もう本年度も半分終わっておるわけですが、大体この会議の設立はいつごろになる予定なんでしょうか。

○蔵下教育総務課長

現在では、いつ設置をするかというところまでは至っておりませんが、現状、会議の設置要綱案の作成、それから、視点としましては、昨年度教育開発研究所において、今後のあるべき学校像を検討するための必要な視点についての調査研究結果を踏まえ、また、国の適正規模・適正配置等に関する手引き等も参酌をして進めるということにしておりますので、会議が開催できる準備が整いましたらお示しをさせていただきたいと思っております。

○笹井委員

わかりました。では、今度、高等教育についてですが、これ前、所管は県教委なのですけれども、県教委のほうは、高等学校の再編について、ある程度学校名を出して、それで検討するのだということをお明らかにしておるわけです。これについて、光市教委としてどのように対応するのでしょうか。恐らく県教委から各自治体の教育委員会に意見を求められているのではないかと思うのですけれども、そういう意見はあるのかないのか、意見を出すことがあるのかないのかお聞きします。

○石丸学校教育課長

県教育委員会では、本年の3月に県立高校の将来構想というのを取りまとめたところでございます。今、その将来構想に基づいて、具体的な学校、学科の再編整備の計画を立てているというふうなところまで聞いております。ただ、具体的なことについてはまだ、この将来構想の説明しか受けておりません。

ただ、実際に、課長会議でありますとか、そういった場面では、いろいろと将来構想についての意見であるとか、こういったものを求められることはございます。具体的に個別の学校とかどうか、そういうふうな話は今のところ聞いておりません。

○笹井委員

今よくわからないところがあつたのですが、課長会議とかはあつて、その説明は受けると。その場で意見も光市としてはこう考えるという、そういう意見聴取があつたのか、それとも、意見聴取というのは今後あるのでしょうか。

○石丸学校教育課長

今年度の説明はあくまでも将来構想に関する説明で、具体的な質問等は受けておりません。

○笹井委員

今後、各市教委の意見をそのうち出してもらうようになるというような、そういうふうな予定というのは、今現在あるのでしょうか。

○石丸学校教育課長

その予定については、今聞いてはおりません。

○笹井委員

3月に示された再編計画、これはあくまでも案的なものだと思いますけれども、この決定する県教委のスケジュールはいつこれが決定するようなスケジュールで県は進めておるのでしょうか。

○石丸学校教育課長

将来構想そのものは3月の段階で確定しているということで、その後の具体的な計画、これについていつ確定するというのは、今把握しておりません。

○笹井委員

これあくまでも県教委の所管ですけれども、もう具体的な統廃合対象の学校名が出ておるといふこと、それから、やはり、今課長会議等で、委員会、各市町の教育委員会の説明があったということですから、これは、当然、私は、市町の教育委員会の了解を得ながら研究が進めていくような話だと思っております。当然、しかるべき段階でやっぱり了解を求められるなり、あるいは意見聴取があると私は思っておりますし、ここから先は自分の考えですけど、それに対して、光市教委としてきちんと考えを持って主張していくべきだといふふうに考えております。この件はまた毎議会ごとに、進捗状況とか市教委のお考えを尋ねていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の項目入ります。歴史文化に関してですが、今年度予算で第二奇兵隊のマップ作成やツアーを実施するといふことが予算計上されています。これの進捗状況についてお知らせください。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

光市の歴史文化編纂事業、冊子「光市の歴史文化」ですけども、これの成果の活用といたしまして計画しております第二奇兵隊足跡マップの作成と足跡をたどるツアーについて御質問いただきました。

マップの作成については、現在、史跡等のポイントの絞り込みを含め、マップのレイアウトなど、編集作業を進めている状況です。

また、第二奇兵隊の足跡をたどるバスツアーにつきましては、現在、10月実施に向けて準備を進めております。なお、バスツアーにつきましては、近く公募を開始したいと考えております。

○笹井委員

わかりました。

図書館のほうにお尋ねします。今の図書館のほうで、第二奇兵隊関係の資料を随分収集されて、展示なんかもされておるようですが、その辺の収集状況、概要についてお答えください。

○末岡図書館長

現在の図書館での関係資料の収蔵状況でございますが、総数は82点で、そのうち館内閲覧用の資料が29点となります。さらに、細かい内訳といたしまして、第二奇兵隊に関する記述がある資料は26点で、倉敷浅尾騒動に関する記述がある資料は8点、大島口の戦いに関する記述がある資料が7点、関係人物の記述がある資料が14点、奇兵隊及び当時の長州藩に関する資料が27点となっております。

ちなみに、委員御紹介もありましたが、今月図書館では結成150年第二奇兵隊の軌跡という企画展示を行っておりまして、今回は、県立図書館所蔵の関係資料12点等も合せ、これらの資料の展示をしておりまして、そのリストも無料配布しておりますので、機会がございましたらぜひ御覧いただけたらと思っております。

○笹井委員

わかりました。私も、先日図書館行きまして、その資料展を見させていただきますと、随分たくさんあるのだなと。しかも、それがいろんな形での資料の中に入っておりますから、それが、玄関に入ったすぐのところにまとめられておるので、これは、私も読むのは大好きなのですが、全部目を通そうと思うと二、三日かかるなという思いはいたしました。ただ、県から借りてきた資料も含めて、これだけのあるものがあるということに改めて認識しました。

このイベントについてお聞きしますが、これは、光市の独自のイベントなのでしょうか、それとも、何か県の維新の取り組みの中の関連した企画で今回第二奇兵隊の軌跡をやられておるのでしょうか。

○末岡図書館長

この企画展につきましては、当初は、文化・社会教育課との連携ということで、準備をしてきたところですが、本年6月の県内公立図書館長会議における協議のなかで、県内の全ての公立図書館で連携し、これから明治維新150周年を迎える前段の取組として幕末・維新の歴史に関する連携イベントをやってみようということになっていて、現在この展示をしているところでございます。

詳しい内容は、県立図書館のホームページにも載っているところでございます。

○笹井委員

私は、この企画を、県全体の図書館が連携してやるということは大変すばらしい企画だと思っております。ただ、今のお話で、6月に何か話が出たということで、年度当初に聞いてなかったものですから、どうやって企画されたのかずっと不思議に思っていたのですが、今のお話で大体流れはわかりました。

県内全体ということで、周防大島では大島口の戦い、あるいは長門では村田清風とか、山口では大村益次郎とかそれぞれテーマを決めて、図書館のほうで資料収集されておるということで、これはもっと光市としても、市外に向けてもPRしてもいいような企画だと思っておりますが、ただ今月末までということでございますので、本当終わるのがもったいないなということです。今後の取り組みにちょっと期待したいとは思っています。

お聞きするのですが、今回の企画展に関してかどうかわかりませんが、結構、最近では、第二奇兵隊とか伊藤博文公とかいろんな資料を、特に当時の資料がニュースされたというのを時々マスコミなんかで見るとは思いますが、最近収集された資料というのは、どういうものが新しくそろったのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

最近新たに収集された資料ということで私のほうからお答えいたします。

現在、伊藤公企画展で展示しております資料が新たに入手したものであります。本年5月に、市内在住の方から第二奇兵隊関連の書籍3冊の寄贈がありました。当時の第二奇兵隊の隊長相木又兵衛による四境戦争報告書、これは大島口の戦いを中心したものですけども、報告書と戊辰戦争での報告書を、これを伊藤公企画展では、当時の時代背景の説明資料として展示しているところでございます。

また、この2冊以外にもう一冊、当時の奇兵隊関連の殉職者名簿もいただいて保存しているところでございます。

○笹井委員

わかりました。これ大島口の戦いとか、あるいは相木又兵衛さんの、だから、戊辰戦争もかかわってくるのですかね。そういうことを記録ということで、これ歴史上相当重要な一級品な資料だと思うのですけれども、ただ、こういう資料、私も、原本見たことありません、写真でしか見たことありませんけど、もう古い墨で、昔の文字で書かれておるから、もう今私ら見てもわからんのですけれども、これはどうなのですか。図書館とか教育委員会というのは、これ読める人がおられるのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

いわゆる古文書につきましてですけども、本課のほうで平素より研究、勉強しております、このいただいた資料につきましては、本課の職員によりまして解読したところでございます。

○笹井委員

読める方が職員の方がおられるということは、これはすばらしいことだと思いますし、読める方がどんどん少なくなってくると思いますので、特に、読める方がおられるうちに解読して、できれば現代訳でどこか、今、本で再販しなくても、ホームページなんかに掲載すれば、十分保存にもなるし、読みたい人はそこアクセスしますから、ぜひ古文書の現代語化とデジタル化を、これをお願いしたいと思います。

○森重委員

1点だけちょっとお尋ねをいたします。

かねてから今事業として進んでおります光地域英語教育研究事業ですけども、大卒な説明を前回のときに補正で受けておりますけども、その後の進捗状況等をお伺いしたいと思います。10分の10、国から県へ、そして、県から我が光市へということで、なぜ光市に、これは多分、県が2カ所かあります。1カ所だけじゃなかったのかな。そのあたりのなぜ光市なのかという分析あたりをどうしていらっしゃるかということと進捗状況がどうなっているかということをお尋ねしておきたいと思っております。

○石丸学校教育課長

一つは、光市がこの指定を受けたということにつきましては、小学校のほうに3人のネイティブの英語の指導ができる教員を独自で配置しております、小学校の五、六年が行っております外国語活動が非常に活性化していたということ、そういうもともとの風土があるということで、そのあたりのことが一つ、光市そのものも、積極的にこの指定を受けるという方向で動いたんですけれども、県のほうも、そのあたりのこれまでの取り組みというか、その実績を踏まえて指定をしてくれたということ。

それから、もう一つは、光高校の協力を得まして、これ小中高の連携で行いますから、高校との連携でこういう研究体制がつけれるという部分で光市が指定を受けたというふうに考えております。

それから、進捗状況につきましては、今、主に小学校では、小中高の連携でやっているんですけど、小学校では、主に活動型、1年、2年、3年、4年は歌とかゲームとか、それから、挨拶、こういったことを入れながら英語になれるというふうなことを中心にやっております。

五、六年につきましては、小学校での教科としての英語が始まるということ踏まえまして、少しテキストも使いながら、ちょっと教科書を使いながらの英語、要するに、文字を扱う、読む、書く、こういったものを少し入れてきております。このあたりが小学校の特色でございます。

あわせて、あさ英語タイムというのをやっております、短い時間で英語のアルファベットの音声を聞くとか、歌を歌うとか、そういったことをしながら、英語になれる時間も工夫しております。これが小学校での取り組みでございます。

それから、中学校では、まず一つは、中学校が一つ鍵を握りますのが、カリキュラムを今後どうしていくかという部分で、小学校の教科化が始まるということで、中学校のカリキュラムをどうしていくのかという部分で、中学校のカリキュラムを少しレベルアップしていかなければなりませんので、そのあたりのことを、どういうカリキュラムをつくるかということを高校と特に協議しながらカリキュラムづくりを進めております。

それから、もう一つが、今後、コミュニケーションが重視されますので、コミュニケーション重視の授業づくりということで、英語で進める授業、授業の中でとにかく教員も含めて英語を使う時間を非常にふやしてきております。そのあたりのこと。

それから、あわせて、ただ、英語を話すというのではなくて、いろんな場面設定をして、英語を使わざるを得ないような状況、そういうシチュエーションをつくって、そこで生徒が英語を使うという、そういった活動もしております。

あわせて、小中高含めて意識調査とかをしながら、これは、今後のことですが、少しそういうふうに授業が変わっていくことによって、児童生徒にどういう変容が起こっているのかというのを今後ちょっと検証してまいりたいと思います。

それから、あわせて教育開発研究所の部会とも連携しまして、いろんな教材開発、こういったものにも取り組んでおります。

以上が進捗状況でございます。

○森重委員

ありがとうございました。今、小中高で高校との連携が大切だということを言われましたけども、そのあたりを詳しく、高校との連携とはどういうふうなことなのか。

○石丸学校教育課長

小学校に五、六年で教科の英語が始まりますから、中学校の内容が小学校におりてきます。当然、中学校の内容に高校の内容をどうおろしていくのかというのが非常に難しいところで、中学校まで義務教育ですから、高校の内容をどのような形で中学校のカリキュラムの中に入れ込んでいくというのは非常に難しいところがございます。

また、高校もやっぱりそれぞれ普通高校とか、職業校と、いろんな高校の当然特殊性がありますから、生徒は全部が全部普通高校に行くわけではないですから、そういったところで、光高校と連携しながら、一番一般的な形で、中学校にどういった形で高校の内容を中学校の教育課程に盛り込んでいくかということが非常に難しいところがございます。そこを今光高校との連携で研究しているところがございます。

○森重委員

コミュニティスクールもそうですけど、教育研究開発所そのものも、そういう途切れのないとか、連携とか、継続的などというふうなことをやはり重視されていると御努力いただいておりますので、この英語も、やはり国からのそういう指定を受けて取り組まれるということで、やはり、その環境のもとにあるやっぱり市民の、また現場の皆さんは、それだけやはり質の高い、レベルの高い教育を受けられるということで、しっかりそのあたりを認識していきたいと思えます。

また、この事業が進んで、後にまた意識調査等もされるというふうに今お伺いしましたので、そのあたりもやはりしっかり検証を踏まえて、よきものはやはり市全域にまた広げていけるような、また、伊藤博文公の英語スピーチ等ももちろんやっておりますので、ある意味そういうところも関連性を持たせながら、市としてのやはり教育のカラーがいろいろ出せていけるように、またぜひ取り組みをよろしくお願ひしたいと思えます。

これで、先進地の視察や何かタブレット購入というお話も前回お聞きしましたが、そのあたりのことをお聞きしてよろしいですか。

○石丸学校教育課長

今、小中高の関係する主に研修を中心に進めている教員で、金沢とかがかなり先進地なのですが、このあたりのところに今後研修視察に行く予定でございます。

それから、タブレットについては、今、どの機種が一番効果的に使えるのかということで、今いろいろ機種選定を行っているところがございます。できましたら、1人1台とかというのではなくて、三、四人で1台タブレットを持って、そして、そのタブレットを見ながら、いろんなことを議論するといえますか、そういった形の学習形態になっていくかと考えております。

○森重委員

ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

○四浦委員

私のほうから文化センターの問題についてお尋ねをしますが、いろいろ聞きたいのですが、時間も絞り込もうという思いもありますので、特に、障害者のトイレについてお尋ねをしたいと思います。

絵画展など相当頻繁に使われている施設かなというふうに思いますが、ベテランのそういう作品に応募する人たちの中には、高齢化して、障害を負う方もいらっしゃいます。障害者のトイレなのですが、まず、最初にお尋ねしたいのが、建設年月日がいつであるかということと、あわせて、これがいわゆる改善をやられたことがあるかどうか、やられたとすれば、それはいつごろで、どういうところを改良してきたかということについてお尋ねしたいと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

文化センターの身障用トイレについて御質問いただきましたが、文化センターは、1階に身障用トイレが1カ所ございまして、開館いたしましたのが、昭和40年代、済みません、詳しく資料を持ち合わせてないのですが開館当初から設置しておりまして、大きな改修等は行っておりません。

○四浦委員

それでは、個別に個々についてお尋ねしたいと思いますが、身体障害者用のトイレについては、改良・改善は全くやられてないというふうにお聞きしたのですが、トイレの排水用のこれが非常に旧式で、鎖式になって、人によっては、座った状態でなかなか後ろにあるものですから、これを引くのが難しいということなので、こういうことぐらいは改善すべきなんじゃないかなと思いますが、これもさっきの答弁と同じですか、初期の段階から変わらない状態なのですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

初期のままでございます。

○四浦委員

いわゆる便器のすぐ横にある手すりが、手すりはもう身体障害者にとっては、非常に価値のあるものでありまして、必要なのですが、座って右側の手すりがえらい奥に引っ込んで、いわゆる前まで来てない。これは、やっぱり座り込むときに非常に危険なのです。というようなことと、あるいは左側の手すりも、これはスムーズに真っ直ぐ伸びてなくて、壁から出っ張った形で出て非常に扱いにくいというふうなことです。こういうものを含めて、過去要望が届いたことがございましたか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

身障用トイレにつきましてですけれども、御利用される方から水洗レバーというか鎖の操作がしにくいとか、あと出入り口のボタンが扱いにくいというお話は聞いたことがございます。

○四浦委員

答弁が途中でとまったじゃないですか。要望を聞いたことがありますと言えば、いや、何らかの検討を進めたか、それとも、そのまま脇に置いていたか、いかがですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

便所の改修につきましては、今いろいろ最新鋭の衛生的で便利なものが近年登場しているところがございます。市内の、新しい施設においては、そういった先進的な取り組みをされている施設もありますし、文化センターにおきましても、そのようなものがあつたらいいという認識は持っておりますが、予算も伴うことでございますので、今、ここでちょっとお答えできるものは持ち合わせておりません。

○四浦委員

もう一つこの問題について個別のことをお聞きしますが、入り口扉、これが、文化センターに問い合わせてもそういうことなのですが、開閉をする、扉を開閉するスイッチが故障することがちょくちょくあるというふうなことはお聞きですか。

ついでに、トイレの中に、最近の身体障害者等のトイレについては、まず漏れなくついているものがあるのですが、それは、やっぱり中でころんだりすることがあったりするし、外部との連絡のできる呼び鈴のようなものがついていないと思っておりますが、いかがですか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

まず、最初に入出入り開閉ボタンの故障ですけれども、普通の自動ドアと異なりまして、中に人がいるときには反応しないような仕組みになっておりますし、また、ボタンで開閉されなくて、手で開閉した場合、やはり機械のほうで不都合を感知するという構造上のものがあるように聞いております。そうしたことから、そういったところも使い勝手が悪いという認識につながっているのではないかなという気はしております。

また、呼び鈴についてですけれども、現在、簡易式の防犯ブザー的なものをつけてはおりますが、ちょっと高いところにありますので、使い勝手が悪いか、もしくは見えないのかどちらかでないかと感じております。

○四浦委員

通告をしたときに、最新の身体障害者用のトイレについては、見ていていただきたいというものの中に、ソフトパークの介護施設である風車がありました。見られたと思うのですが、後でそのことについてはお聞きしますが、例えば、便器の左右の肘かけ、い

わゆる手すりです。これが開閉するようになっていました。これは非常にやっぱり使い勝手がええというふうなことなどいろいろあります。ウォシュレットもあります。そういうふうなことで、私がいろいろしゃべるよりは、見学されたのであれば、風車についてどういうことを感じられたかを述べていただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

委員御紹介のありましたデイサービス風車についてでございますが、身障用トイレを先般見させていただきました。施設自体もちろん新しい施設ですし、衛生的で、いろいろな目に見えるところ、目に見えないところ、気配りがされております。例えば、右の麻痺があるような方用とか、左の麻痺がある方用とか、そのようなものもありますし、先ほどありました入り口の開閉スイッチや呼び出しボタンなど、いろいろな障害を持たれた方にも便利に使われるような施設構造になっているなど感心して帰ってきた次第でございます。

○四浦委員

この項は終わりました、次に移りますが、まず、久しぶりに小中学校教師の多忙化について取り上げてみたいと思いますが、これも簡潔にいくつもりなのですが、まず、時間外勤務なのですが、以前は、小学校の教師が時間外、1日当たりどれぐらいだというふうな話を聞いたことがあるのですが、本日は、1カ月当たりで最新のデータでよろしゅうございますが、平均で幾らになっているか、そして、それは、最高でどういう時間になっているか、まず、それをお尋ねしたいと思います。

○弘実学校教育課主幹

時間外業務の状況につきましては、教職員の心身の健康に配慮するため把握に努めているものでございます。

最新の勤務の状態ですけれども、本年度4月から8月、いわゆる3学期制の1学期に当たる時間ですけれども、小学校の平均が1.9時間、中学校の平均が2.4時間となっております。それぞれ最高時間につきましてはですけれども、小学校で最も多い時間が123時間15分、中学校では119時間となっております。

各月のそれぞれの平均時間につきましては、今ちょっと詳細なデータはございませんので、御了解いただけたらというふうに思います。

○四浦委員

最初に言われたのは、小学校1.9時間、中学校ちょっとメモし損なったのですが、それについては、1日平均のという意味でありますか。

○弘実学校教育課主幹

1日平均の時間が1.9時間と中学校で2.4時間ということになっております。

○四浦委員

最高が、これは1カ月だと思いますが、123時間と中学校が119時間というふうなことなのですが、少し、もしわかれば推移を教えてくださいませんか。こういうものがふえているのか減っているのかというふうなことがわかる推移。

○弘実学校教育課主幹

業務外時間につきましては、小学校ですけれども、平成25年度が平均2.4時間、平成26年度が2.3時間、今年度は1.9時間というふうになっておりますので、少しずつですけれども減少しているというふうに捉えております。

中学校のほうですけれども、平成25年度が2.8時間、平成26年度は2.4時間、今年度が2.4時間というふうになっておりますので、同様の状況ではないかというふうに捉えております。

○四浦委員

その前にせっかく最高時間が1カ月単位で言われたのですが、その推移はいかがですか。

○弘実学校教育課主幹

最高時間につきましては、今年度のものの資料はございますけれども、25年度、26年度については、資料はございません。今年度につきましては、小学校で100時間を超えて勤務いただいておりますのは、4月、5月、6月、小学校にお1人ずつ、中学校につきましては、100時間を超えて業務時間が記録されておりますのが、4月が3名、5月が1名、6月が1名となっております。

○四浦委員

よく過労死ラインというふうなことが言われますが、過労死ラインを相当超えるような長時間、時間外勤務というものがあるようですが、これについて、原因といたしますか、これを抑えていく、少なくとも過労死ラインは以下に抑えていくというような措置もとられていると思いますが、いかがですか。

○弘実学校教育課主幹

教職員の勤務につきましては、自発性、創造性に基つき遂行されなければならない部分が多く、その勤務の形態や密度もさまざまであるという特殊性を持っております。その中で勤務時間の長い教職員につきましては、必ず管理職のほうで毎月の状況を確認しまして、その方たちとの面談を行い、十分に業務の削減につながるような対応ができるよう相談させていただいております。

○四浦委員

相談だけで事が前に進むかというふうには思えないのですが、きのう、初めに配置し

た先生が、教師そのものもそうなのですが、臨採の教師なども含めて、途中でやめると、退職するというふうなことになったときに、そういう話も聞いておりますが、どういう措置がとられて、最近の事例でその穴埋めができなかったというようなことがありますか。

○弘実学校教育課主幹

年度の途中でさまざまな都合によりまして、御退職される方はいらっしゃいます。近年、そういった場合の代替教員の確保につきましては、全県的な課題であります。特に、小学校の免許保有者でお勤めいただける方がいないこと、中学校は求められている教科の免許所有者の先生が必ずしも確保できないことが全県的な課題となっております。

退職された先生方とか免許保有者で現在お勤めにならない方とか、そういった方を一生懸命今探しているところですが、残念ながら、代替者をつけることができない学校も現在のところ2校ほどございます。

○四浦委員

代替というようなものがうまく配置ができなかったのが2校あるということのようですが、それは、一つは、原因としては、臨時採用の教師の場合は、非常に手当が低いということもあるでしょうが、これは、手続としては、そういう対象者がおりさえすれば、フォローするというか、抜けたその穴埋めをするというふうなことができるのですか。それとも、県の教育委員会の了解のもとにやっているということでしょうか。

○弘実学校教育課主幹

もちろん教師としての適正ということもございまして、きちんと面接をした上で、県とも情報共有をしながら、そういう方がいらっしゃれば配置するということになっております。

○四浦委員

穴埋めというか、臨時採用の先生が何らかの形、事情でやめられたときの穴埋めというのは、それは、そういう適切な該当者がおれば、文句なしにいけるということなのですね。県の教育委員会が了解をしないで配置ができなかったということはなかったということですか。

○弘実学校教育課主幹

教員の任用につきましては、県が任用するようになっておりますので、市教委として、こういう適切な方がいらっしゃいますけれどもどうでしょうかという相談をし、書類を上げて、それが認められれば、その方が任用されるという流れになっております。

○四浦委員

今年度でよろしゅうございますが、今年度、そういうことで、県のほうが了解をしな

かったというふうなことで、穴があいたまんまというふうなことがありますか、市内で。

○弘実学校教育課主幹

県が認めなくて任用ができなかったということはございません。該当者がいなくてということで、現在2校ほどございます。

○四浦委員

該当者がまるでないまんまというのはなかなかうなずけん話なのですが、どういう努力をされたか聞かせていただけますか。

○弘実学校教育課主幹

臨時的任用教員の採用につきましては、まず、周南管内で登録者を共有しております。その管内に該当者がいない場合は、県教委と相談いたしまして、隣の柳井管内ですとか防府、山口管内ですとか、ぎりぎり通勤が可能な範囲で、該当者がいないか照会して当たらせていただいているところです。それでもいない場合は、県に相談しまして、遠くから、転居してでも勤めるという方がいないかということで当たらせていただいております。

○四浦委員

もう一つだけこの項で聞かせてください。メンタル、精神的疾患で休職したり、比較的長く休んだりする教師が光市内には今何人出ておりますか。県内全体の資料ももしあれば紹介してください。

○弘実学校教育課主幹

今年度、光市内で精神的疾患により病休、休職をされている先生は1人もいらっしゃいません。

県内の状況ですけれども、昨年度1年間の状況ですが、小中、県立、それから、事務局を合わせまして102名の方が病休、休職をとっておられます。

○委員長

四浦委員、1時間経過しましたので……

○四浦委員

もう終わりますから。

○委員長

わかりました。引き続きどうぞ。

○四浦委員

終わりますというか、もう一項あるのですが、今のお話、百何名って言われたんですか。

○弘実学校教育課主幹

県内で102名でございます。

○四浦委員

県内102名は、昨年そういうふうにお聞きしましたが、昨年も光市内にはゼロだったということですか。

○弘実学校教育課主幹

昨年度につきまして、光市では2名ほど病休、休職をとられた方がいらっしゃいます。

○四浦委員

教師の多忙化問題というのは、2000年に入ってからほぼ10年間ですが、2.5倍でしたか膨らんでくるというふうなことから、文部科学省も非常に力を入れて、この問題に十分ではありませんけれども取り組み始めたといういきさつがございまして、きょうはその議論のさわりをやらせていただきましたが、また、引き続き、次の委員会等でやりたいと思いますが、最後の項目として1つ、前議会で議論をさせていただきました浅江小学校の駐車場問題なのですが、その後3カ月たっていますので、検討はされているかなと思いますが、ちょっとあのときにデータが、最初の話では、休憩前の話ではなかなかしゃんとしておりませんでした。したがって、もう一度、おさらいのためにまずお聞きします。浅江小学校の駐車場について、今使える駐車場のスペース、これは何台か。それから、現実に何台で、どこで何台だというふうに示していただければと思いますが、あわせて、教職員数について、それが間に合っているかどうかというところを最初にお尋ねしたいと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

先ほど四浦委員の質問からの答弁の中で、文化センターの建設年度を昭和40年代と申し上げました。正しくは昭和55年の間違いでございました。おわびして訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○蔵下教育総務課長

浅江小の駐車場の件でございます。これは、6月の常任委員会でもお答えをしました。浅江小学校の正門前に左右7台ずつ、14台、そのうち、校長以下教員が4台とめております。それから、陸橋の手前のほうが30台から35台ということになります。

委員会でも申し上げておりますが、臨時等含めまして教員数が47人ということでございますので、陸橋の手前の駐車台数は日によっては違ってまいります。仮に30台といたしますと、30台と教員4台分で34ですから、47から34を引けば十数台は不足している。

小学校正門前については14台ありますが、残りは来賓用としておりますので、現状はそういう状況になります。

○四浦委員

前はともその答弁がいただけなかったのではないかと記憶しておるのですが、結構、PTA活動などが活発で、あるいはボランティア活動などありますが、PTAの部会数と、部会ごとの構成人員、そこらが幾らになっているか教えてください。

○蔵下教育総務課長

浅江小学校のPTA活動でございますが、部会が6部会ございます。部員数は、6部会合計いたしまして116人でございます。

○四浦委員

結構、駐車場については苦勞をしていると。さりとて、外部から来られた方が校内にいろいろ駐車をする、あるいはグラウンドにとめるというようなことが頻繁に起こるといふことは避けなければならないと。いずれも安全上の問題があるし、教師がまたいろんなところで神経使わなければいけないようになるのを避けるためだといふふうに思います。

この問題を議論するのはほかでもありませんが、旧給食センターが今はもう空き地になっております。そのことで、検討課題には前回の議論を通じてなったかと思いますが、今どういうところまで話がいつているかお尋ねをします。

○呉橋学校給食センター所長

それでは、給食センターの駐車場問題についてお答えいたします。

現在、給食センターでは、前回からお話しておりますように、売却を前提にしながらも、仮に駐車場を確保するとすれば、出入り口はどのあたりがいいか、一番効率がいいのか、また、駐車台数をシミュレーションしながら、給食センターレベルで今考えているところでございます。

○四浦委員

それでは、よき検討になりますように、また、学校サイドやPTA活動に熱心な役員等からも意見を吸収しながら前向きに着地をさせていただきますように願ひまして、私、全質問を終わります。

○西村委員

それでは、お尋ねします。9月7日に私ども議員全員に、周防地区ぐるみ防災キャンプについてというのが、学校教育課からファックスがございました。それで、9月の12日から13日にかけて、周防小学校の体育館で避難訓練、段ボールを利用した生活スペースの作製、避難宿泊、災害体験、子ども熟議、大規模災害を想定した訓練などがあると

いう御案内でした。参加団体は、市の教育委員会、周防小学校の学校運営協議会、周防の自主防災組織、市役所防災危機管理課、光地区消防組合、光市消防団第8分団というふうに記載されております。

これについて、教育所管が参加団体として主催しておりますので、概要の報告をまずお願いしたいと思います。

○石丸学校教育課長

失礼します。この事業は、文科省が山口県に委託しまして、県の教育委員会が、平成27年度地域ぐるみの防災推進事業として、県内3地域を指定して実施したものです。国の委託を県が受けた事業ということでございます。周防地域では、地域ぐるみの防災キャンプとして9月12日、13日の土曜日、日曜日に1泊2日で行いました。

体育館をメインの会場にしまして、避難訓練、それから、段ボールを利用した生活スペースの作製、それから、避難の宿泊、それから、災害体験談、これは、消防組合の職員から広島県でありますとか、それから、東北、このあたりのことの実際に体験を話していただきました。それから、子供が実際に被災状況にあったとき、自分たちに何ができるのか、みんなは何を望んでいるのか、こういったことについての話し合い、熟議を行いました。

それから、2日目は、大規模災害を想定した訓練ということで、防火でありますとか、救命搬送、それから、土のう積み、こういったものの応用訓練を行いました。

参加団体は、委員御指摘のように、教育委員会と、それから、周防小学校の学校運営協議会、それから、周防自主防災組織、光市の防災危機管理課、光地区消防組合、光市の消防団の第8分団、参加者数は、延べ小中学生が、2日間の延べですけれども、小中学生が79人、それから、大人が264人、計343人、そのうち実際に宿泊したのは、小中学生が21人、大人が21人でした。

成果といたしましては、学校運営協議会とか、地域の防災組織、消防団、こういった合同での実施ということで、非常に多くの参加者があったということ、それから、子供と保護者、地域住民、教職員が一緒になって避難所体験とか講義、いろんな実際の実地訓練を行ったということで、非常に前向きに取り組む風土といいますか、そういったものができたのではないかと思います。あわせて真剣にかつ楽しみながら、防災の知識とかスキル、こういったものを学びまして、あるいは地域の間関係づくりにもなり、大きな成果があったと考えております。

○西村委員

ありがとうございます。若干細かいところを聞きたいのですが、まず、土砂災害の警戒情報を想定して避難をしたとありますが、これは、具体的にいうと、どのような規模でどの場所で、どういうふうに想定されたのかお伺いしてもよろしいですか。

○石丸学校教育課長

9月12日土曜日の12時30分に土砂災害警戒情報発令という形で出して、周防小学校に

避難ということになっております。

○西村委員

具体的にいうと、雨がこれぐらい降って、土砂災害でどの辺が壊れそうだよという想定はされたのですか。

○石丸学校教育課長

そこまでの詳細なシミュレーションでの指示は出しておりません。

○西村委員

わかりました。今、立野周防地区の土砂災害のハザードマップ持っていますが、大規模災害は、以前にもあれは旭の上のほうのお寺の近くだったと思うのですが、お米屋さんの上が崩れたことがありましたが、こういう土砂災害が起こるときには、洪水なんかも想定されて、洪水ハザードマップを見ると、周防立野地域は7カ所にわたって堰堤が決壊するというような想定もあり、洪水の関係の想定もあわせてあったのかなというふうに思って、ちょっと想定を聞いてみたかったです。今の説明で結構です。

それから、段ボールを利用して就寝をしたというのがありますが、子ども熟議のちょっと内容について、わかる範囲で結構ですからお知らせしてほしいのですが、ここの熟議の内容は、避難所生活で困ったこと、不便なこと、あるいは避難所生活で自分たちにできることなどを話したとありますが、どんな内容がお話しされたのか教えてください。

○石丸学校教育課長

テーマは、避難所生活で自分たちにできることということで熟議を行いました。避難所生活の中で困ることや不便なこと、あるいは自分たちにできることを話し合いました。共同生活を送る上で子供たちから出た意見としては、やはり、共同生活なのでわがままなことが言えない、好きなことを好きなときにできないといった現実、それから、我慢すること、それから、みんなのことを考えて行動すること、それから、お年寄りや小さい子の手伝いや面倒を見ること、それから、明るい態度で前向きに過ごすこと、こういったことが大事なのだねというふうな話を子供たちはしておりました。

○西村委員

大変結構なことだと思います。地域の方との顔の確認、それから、自分たちが体育館に泊まって、恐らく冷えたりとかずっと待たされたりとか、携帯電話が使えなかったりとか、そういう我慢をするというのも体験できたのかなと、そういうことは非常に結構かと思います。意義もあつたなと思います。

それで、ちょっと確認をしたいのですが、夕食にアルファ米、それから、次の朝、朝食に乾パンなど、宿泊するための段ボール、毛布があったかどうか僕行ってないのでわからないのですが、そういう備蓄をされた食料、それから、装備をされた段ボールや毛布というのは、学校に備えつけがしてあるものをお使いになったのですか。

○石丸学校教育課長

これは、学校備えつけのものではなくて、県の事業でしたので、県の予算で支給されたもの、それから、あと、防災危機管理のほうでもう賞味期限が過ぎたものがあります、こういったものを支給していただきました。それから、毛布は周防ロジのものをお借りしました。

○西村委員

賞味期限が近づいたものというふうな理解で、いやいやいいです。そういうふうな理解をしましたので、そういう備蓄品とか装備品はどこかにあるのだろうと思うのですが、できたら、ここのマップにもありますが、この近くは公民館と学校とさつき幼稚園などが、さつき幼稚園今お休みになっていますけれどもありますので、そういうところには、できたらどこかスペースを確保して、持ってくるのではなくて、備えとくという必要があるのかなというふうに思いました。ぜひそういう余裕を持って準備をしていただきたいと思います。

それで、またもう一つ聞きたいのですが、せんだって、9月に常総市で豪雨があって、川の防波堤が決壊をして、大変な被害になったと。きのう、ちょうどテレビでそろそろ落ちてきてきたので、カンパいただいた毛布だとか下着とか備品なのでしょうね、それはもう結構ですよというお話がありました。

それで、ここはたまたま御高齢の方の避難所というふうには特別に書かれていませんので、災害弱者の方の避難所開設ということは、特にこのたびは想定されてないのでしょうけども、テレビなんかで見ると、皆さん、一様におトイレが困ったと。おトイレなんかも、どうですか、非常用のトイレを使って、見られたかどうか、ありますよね、段ボールの中にビニール袋を入れて用を足すという形のものが、そういうものは使われてみえましたか。

○委員長

発言については、慎重に発言をお願いいたします。どうぞ。

○石丸学校教育課長

失礼しました。大体参加人数が想定されていまして、特に非常用トイレというのは必要ないということで、訓練であれば本当はあったほうがよかったのですが、そこまで想定してやっておりません。学校にあるトイレを使いました。

○西村委員

ありがとうございます。なかなかそこまではということなのですが、ただ、非常用のトイレはお使いになってみるとわかるのですが、用を足した後のトイレトーパーといいますが、そういうものも別々に捨てないといけないとか、囲いが要るとか、匂いがするとかちょっと大変なものですから、どこかで使って大変だなというのを感じ

ることが必要かと思えます。

学校のトイレなのですけども、避難所ですから、洋式便所、和式便所、どれぐらいあるかというのはそれぞれ確認をされていますか。と申しますのは、これは、ジャンボリーでもあったのですけども、日本式の和式のトイレを見て、子供が嘔然としていたと。そうなのだろうと、国柄ですけど、ただ、今、年配の方が多い場合には、やっぱり洋式でかけてということが必要なのだろうと思うので、ライフラインの電気、水道があれば、そういうものが使えますよということで、なければ準備をするということも必要なのかなと思うのですが、その辺はいかがでしたか、洋式トイレ。

○蔵下教育総務課長

学校でのそれぞれの洋式の基数を申し上げます。現在、約630基あります。そのうち洋式トイレが約70基、全体の11%が洋式トイレでございます。

○西村委員

ありがとうございます。数は別にふやせばいいので、ただ、こういう学校は避難所になっていますので、そういうことを配慮していただいて、また、弱者の人にも使っていただくためにふやして行ってください。

それで、最後ではありませんが、もう一つちょっと聞きたいのは、保護者への引き渡し訓練というのが書いてあります。ここでは、引き渡しカードなどを使用している。これ具体的にどんな内容なのですか。

○石丸学校教育課長

子供だけで避難をしてきたという状態を想定しまして、保護者が迎えにくると、その保護者にきちんと子供を渡すという訓練です。もちろん氏名とかそういったものと、それから、避難所の中での状態、こういう状態であったというふうなことを説明して渡しました。そういうカードでございます。

○西村委員

そのカードというのは、決められた何か国からのホームみたいなものがあるのですか。

○石丸学校教育課長

国からのホームかどうかはちょっと詳細なところは把握しておりません。今回の訓練に合わせてつくったものでございます。多分、担当がいろんなものを調べて、その形でベストであるというふうに考えたものだと思います。特に、国、県からこの形でという指定は受けてないと思います。

○西村委員

ありがとうございます。今回はちょっと防災のことで各所管にいろいろ尋ねてみたいと思ひまして、ちょうどいいところにちょうどいいものがあったのでお尋ねしたのです

が、最後ですが、今回は、国から県委託で白羽の矢が立ったという形ですが、こういうことをほかの地域の学校でもされてみたいなどといいますか、されるようなお考えはございますか。

○石丸学校教育課長

今回初めて学校運営協議会といいますか、教員も含めて地域の方と合同でやりまして、委員御指摘のように、いろいろ課題というか、こういったものも見えてまいりました。今後、学校の訓練も、地域防災という方向性は非常に大きいかと考えておりますので、ちょっと今回の成果を踏まえて、今後の学校のいろんな避難訓練、防災をどのように進めていくのが最も現実的で効果的かということをちょっと検討してまいりたいと考えております。

○西村委員

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第61号 光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

説 明：松村行政改革・情報推進課長 ～別紙

質 疑：

○四浦委員

それでは、作業について、今現状どういうところまで行っているか、並びに住所が変わる場合がありますが、それは、いつの時点までこの新しい住所で登録をされてくるのか、そのあたりからお尋ねしたいと思います。

○松村行政改革・情報推進課長

マイナンバー制度の準備の進捗状況ということと、いつのタイミングで番号が振られるのかというようなことであったかと思えます。マイナンバー制度の準備の進捗状況でございますが、本年10月5日から全国民への付番及び通知が開始され、28年1月から利用開始されることに伴い、本市におきましては、順次システムの改修や関係条例や規則の準備等を進めていることは先ほど申し上げましたとおりで、現状では当初の予定に遅れ等は生じておらず、10月には付番、来年1月からは利用開始、さらには平成29年7月からの情報連携に向けて準備を進めているところでございます。これまでの具体的な準備といたしましては、制度に対応するためのシステム改修をはじめ、マイナンバーを含む特定個人情報管理するシステムをインターネット環境から分離するための作業であったり、情報端末利用の個人認証機能の強化など、設備面からの対応を進めるとともに、関係職員のセキュリティー意識の向上の研修等も計画しております。

また、マイナンバーを利用するために、必要な条例の制定や改正につきまして、本議会で御審議をお願いしているところでもございます。市民や事業者への周知につきましては、市民部を中心に、関係所管においてPR等に努めておりますし、国においても、最近ではテレビCMなどでのPRも行われております。

それから、住所変更等ということでございますが、基本的には、10月の2日の時点までのものについて、10月5日の日に付番がされます。付番がされた後に異動があった場合には、その都度移動のあった市町村での手続が必要になってまいります。

○四浦委員

一番気になるのは、この問題で、セキュリティーの問題なのですが、特別の措置をとっておられるかと思えますが、そこを一つお尋ねしたいのと、それから、実際に郵送された後、問い合わせを含めて殺到する可能性があります。窓口は市民部になるのでは

うが、それらの準備段階から含めて、実際に動き始めて市民にもものが届くというふうなときの対応、特別体制というのは組まれていると思いますが、そこをお聞かせください。

○松村行政改革・情報推進課長

システムのセキュリティーについてでございますが、先ほども少し説明をさせていただきましたけれども、漏洩対策といいますか、そういったものも含めまして、既存のインターネットの環境とは分離した環境の中で、個人番号を含む情報を管理していくというふうな態勢を整えております。

それから、もう1点ちょっと失念したのですが、どういったことございましたでしょうか。

○委員長

四浦委員、条例の質疑なので、そのあたりを踏まえて質疑をお願いいたします。

○四浦委員

そのつもりでやっております。

ちょっと、角度を変えて言いましょう。全てのいわゆる市民ということになるでしょうが、外国人や、それから介護施設の入所者、そのあたりについては、どのように扱われているか、お尋ねします。

○松村行政改革・情報推進課長

外国人や施設等の入所者につきましても、当然付番をされ、通知カードというものは送付されるものでございます。

○四浦委員

もう一つだけちょっと具体的なものをお聞きしましょう。さっき触れたかもわかりませんが、郵送については、いつからいつまでというふうに計画立てておりますか。

○松村行政改革・情報推進課長

10月5日に付番をいたしますので、その情報をJ-LISという個人番号を管理する団体のほうに提出いたしまして、処理が済んだものから順次世帯宛てに送付されるというふうに伺っております。

○四浦委員

さっき、答えるのにそちらからまた質問があった件ですが、これは、今後の職員の特別体制、といいますのは、市民の中に理解がいていなかったり、余りこのことについて賛成しかねるという方もたくさんいらっしゃいます。そういうふうな中で、問い合わせは相当殺到するのではないかなというふうに思いますが、窓口が極めてそういうところで混乱をしてもいけません、特別体制は組まれているかどうか、お尋ねします。

○松村行政改革・情報推進課長

国においてコールセンターを設置しております。それから、本市における対応につきましては、こちらは窓口が市民部のほうになりますので、市民課のほうで対応されるものと理解しております。

○四浦委員

質問を終わります。

○西村委員

ちょっと確認をしたいのですが、この条例は、いわゆる国が定めたマイナンバーという制度をかくかくしかじかこのような目的で限定的に使う、運用しますよという条例というふうに理解してよろしいですか。もうちょっと砕いて教えてほしいのです。制度そのものは、政府がつくっていますから、カードの発行はうちがかわって、市民部ですと思うのですが、この最初に書いてあるように、利用に関する法令に基づく番号の利用に関する条例、いわゆる制度そのもののことについては政府のもので、できた制度をこういうふうに利用させてくださいということではよろしいですか。

○松村行政改革・情報推進課長

このたびの条例の要点は2点ございます。今ほど委員さんのほうがおっしゃられたように、国が定めた法律に基づいて番号を利用しますよというものと、それとは別に、先ほどもお示ししたとおり、別表で定めております15の業務について、市がもともと法の趣旨であります税・社会保障・災害等に関連する事務の範疇において利用するというものを定める、この2つの目的でございます。

○西村委員

わかりました。以上です。

○大田委員

この条例は、国が決めて市が市民にあなたの番号はこの番号ですってお知らせするのですよね。それは国のどこが決めて市のほうに通知があるわけですか。

○松村行政改革・情報推進課長

国といいますか、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）というところが付番を行います。市町村に当然そちらのほうから、誰それさんについてはこの番号になりますというようなものを通知があります。

○大田委員

それで、光市がセキュリティーを万全な態勢で整えて漏れないようにするように、現

在しておられるように聞いたのですが、そのJ-L I S、あれから来るのはどういう方法で来るのですか。インターネットじゃなくて、特別なラインで来るわけですか。

○松村行政改革・情報推進課長

J-L I Sとの通信につきましても、L G W A Nという外部とは遮断された公共施設専用の回線を使用して行いますので、通常のインターネット経由じゃないルートで情報が提供される仕組みでございます。

○大田委員

J-L I Sから特別な回線で市町村に来ると、だからセキュリティーは万全であるというふうに考えていいわけですか。

○松村行政改革・情報推進課長

そのように考えていただいて結構です。

○大田委員

J-L I SのセキュリティーはJ-L I Sに任せきりということですね。

○松村行政改革・情報推進課長

基本的にはJ-L I Sにお任せなのですけれども、国のほうにおいてもこういった関係で、先日の年金機構の問題等ございますように、そういった情報の通信というものについては、特別な部門を立ち上げて、監視をしていくというふうな通知もございました。

○大田委員

それと、今条例で15項目使うのが書いてあるのですが、一般的に一般市民がどういうふうに使うのですかとお聞きした場合の、我々がもし市民の方にお知らせする場合は、法律用語だけでよくわからないのですが、これと、これと、これをいうものを、例えば例を挙げて言ってもらいたいのですが。

○松村行政改革・情報推進課長

具体的などのようなものが例示できるかということでございますけれども、多く使われるものでいえばやはり福祉の関係の手續のときに、高齢者や障害者、あと児童の認証であったりとか、いろんな給付であったりとか、そういったときに、税情報であったりとか、所得情報であったりを確認いたしますが、そういった中での利用というものが大きなウェイトを占めております。

○大田委員

市民税とか、手續上はマイナンバーを使われないわけですか。

○松村行政改革・情報推進課長
市民税においても、利用いたします。

討 論：

○四浦委員

議案第61号光市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について、反対の討論を行います。

そもそも、先ほど説明の中にもありましたように、日本年金機構から125万件もの情報が流出するというので、担当のところが弁にもありましたように、セキュリティーを万全に図ったつもりでも、こういうふうな事故が起こるといふふうな代物ではないかなといふふうに、マイナンバーは、そう思います。

いわゆる政府の情報管理への不安が捕まっている中での実施ということで、なぜこんなに急いで、地方自治体にも、光の市役所もそうなのですが、これだけの負担をかけてやるということは、全く説得力がないと思うのです。当初予定した基礎年金番号とマイナンバーの連結を延期せざるを得ないといふふうなところにこれがよくあらわれているのではないかなと思います。マイナンバーのカードの偽造やなり済ましの犯罪等の危険、それからこれを実施した後の市役所の対応についても大きな負担がかかるということも指摘をいたしまして、反対討論といたします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②議案第58号 平成27年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑：

○田中委員

このたび、仮称光市人口ビジョン中間案等が示されたので、その辺について、何点か質問と、要望も含まれてくるのですが、させていただければと思います。

まず、光市人口ビジョン中間案についてなんですが、2ページに全体にわたって、グラフとかが示されているのですが、昭和平成表記で書かれているのですが、これを西暦表記にして、後半の23ページ、25ページあたりにも、その年表的なものがあるのですが、見やすいように西暦表記を記載していただくようお願いしたいのですが、このあたりいかがお考えかお聞かせください。

○岡村企画調整課長

ビジョンの中の文書でございますが、性格上数字が多く出てまいりまして、作成をしていく中で、数字が連続していくと、どうも見づらくなってしまいうような印象がございましたので、いろいろと試行錯誤を行った結果、平成26年以前の過去の年数につきましては、和暦のみの表記、それから平成28年度以降の将来にわたっての記載については、西暦も併記をするというような形で今表記をさせていただいております。今お示しいただいたグラフにつきましても、基本的には同じような考えで、過去から現在までの実績をあらわすものは和暦と、将来に向かって予測を示すものについては西暦を表記というように、こちらといたしましては、一定のルールに沿って整理を行ったつもりではございます。今、最終的な整理を行っているところでございますけれども、その中で、見やすさ、あるいは読みやすさ、そういう点も含めて点検もさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○田中委員

わかりました。一定のルールに従ってということなのは理解しますが、見やすさとか、伝わりやすさとかいう部分で検討いただければと思います。

3ページにカラーで、全体的にいろんな光市の今までの人口統計とか、いろんなものが出ているわけなのですが、全体的にこうだったっていう解説のみで、原因が何かとか、また光市の人口の動きを知るために光市ならではの時代背景を知る必要があると思います。そういった表記が載ってないのですが、このあたりの分析と載せるべきではないのかなと思われるのですが、そのあたりはいかがお考えか、お聞かせください。

○岡村企画調整課長

人口推移についての原因なり、背景なりというお尋ねだろうと思います。人口の推移の要因につきましては、自然減の拡大、あるいは進学、就職による若者の流出、このような多くの地方都市に共通する要因があらうかと思います。そのほかにも、市内を含む近隣企業の業績や活動状況、あるいは大規模な住宅団地の造成、こういった本市固有の要因もあらうかと思います。人口の推移につきましては、こうした要因が複雑に作用した結果であらうかと思います。あわせて時代背景というのもいろいろ、一つではなくて、いろんな側面があらうかと思います。そういうことで最終的な結果となる数字というのは把握できても、なかなかその原因を追及していくことは非常に難しいのかなというのが私どもの考えでございます。そういったことから、ビジョンにつきましては、お示しをしておりますいろんな資料について、客観的な立場からの説明という形をとらせて

いただいているところでございます。

○田中委員

これは、光市人口ビジョンということで、光市ならではの人口を見るわけですから、これ、どういった複雑な要因がっていうことであつたのですが、なぜそうなつたのかを知らないで、どういった対策をするのかっていうところも見えてこないの、これはちょっとぜひ検討していただければと思います。また、各地区によって状況とか、特徴とか対策っていうものも異なってくると思うのですが、ちょうど今、光市では、いいことにコミュニティープランづくりっていうものを各地区で行っておりまして、そういったことも、地方創生って言われているのですが、それが各地域の創生にもつながるような細かい掲示っていうのも必要ではないのかと思うのですが、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○岡村企画調整課長

各地域のそういった方針というか、方向性というふうなお尋ねかと思いますが、現在策定中の総合戦略につきましては、大局的な観点から、このまちが有するいろんな資源を活用して、光市の創生のあり方を示していこうというふうな考えを持って、今策定を進めております。そうしたことから、戦略については、光市全体というふうな視点から捉えたいと思っております。地域別での取り組みというのは、この戦略の中でお示しするということは現在のところ考えておりません。ただ、いろいろ計画にも役割分担というのがあるかと思ひます。来年度策定をする総合計画におきましては、そういった地域の課題、あるいは特性、こういったものも踏まえながら、地域別の計画等を策定していくということも想定しながら準備を進めてまいり、そういったところでございます。

○田中委員

わかりました。総合計画も今からつくられていくというところで、そのあたりで、非常に総合戦略、総合計画という部分で難しいところがあるのではないかと思います。これ、他市の今の総合戦略とか人口ビジョン中間案っていうものが出てきていまして、見る機会もあると思いますが、他市ではこういったことも紹介している市もありますので、ぜひそういったところも見ていただいて、光市ならではのものをつくり上げていただければと思います。

今、総合戦略の中間案のお話もありましたけど、全体的に具体的な施策を出して、数値目標、今から入ってくるものだと思うのですが、この総合戦略の中で示す数値と、総合計画につながっていくものというのがあると思うのですが、そのあたりで、それぞれ各所管になるのですが、どういった目標を考えていらっしゃるのか、総合計画とのとり合いも含めてお答えいただければと思います。

○岡村企画調整課長

数値ということで、数値目標とかに関するお尋ねだろうかと思えます。現在、中間案の中では、この数値目標に係る基準値、あるいは目標値というものはお示しをしておりますが、この数値目標につきましては、最終案をお示しする中では、その辺も明らかにさせてもらいたいというふうに思っております。総合戦略につきましては、この内容を、また総合計画のほうに継承していくということにしておりますので、現在これから戦略の中で示していく数値目標につきましては、それが例えば総合計画のほうに同じように継承されていくなれば、当然その辺整合を持ったような数値で総合計画の中でもお示しをしていくようになるかと思えます。数値目標についても、一定の形で継承していくようになるのかなというふうに考えております。

○田中委員

わかりました。あとちょっと4点ほど質問したいと思っておりますが、この今の人口ビジョンと総合戦略について他市を見ますと、今の段階でパブリックコメントを募集している自治体っていうものもあるのですが、光市が現在行っていないわけなのですが、そのあたりの理由と、行うのであれば、いつごろ行う予定かとお聞きしたいと思います。

○岡村企画調整課長

パブリックコメントについてのお尋ねでございます。パブリックコメントにつきましては、本市の場合は光市パブリックコメント制度実施要綱という要綱がございまして、それに沿って行っているわけなのですが、その中で、計画等を立案するときは、最終的な意思決定を行う前にその案を公表するというような定めがございます。こうしたことを踏まえまして、できるだけ最終案に近いようなところでパブリックコメントに付したいというふうに考えております。今後、最終案を取りまとめましたら、その段階でパブリックコメントのほうに付していきたいと、このように考えております。

○田中委員

ちょっとスケジュール的なことも含めて、今お話もありましたのでお聞きしたいのですが、ちょっと確認も含めてなんです、総合戦略を10月までに作成したら交付金の上乗せがあるとお聞きしていますが、光市では10月末までに最終案をつくって、12月末までに策定予定とお聞きしておるのですが、そのあたりが間違いなかったかというところと、交付金の対象にならないようなスケジュールだと思うのですが、そのあたりのちょっと確認をしたいと思えます。いかがでしょうか。

○岡村企画調整課長

スケジュールにつきましては、今委員さんが仰せのように、10月中に最終案を策定して、その後、パブリックコメント等の調整を踏まえて年内に策定ということで間違いございません。

それから、そういったスケジュールになりますので、いわゆる地方創生の先行型の交付金、これタイプ1、タイプ2と実は2種類ございまして、そのうちタイプ2というほ

うが、10月末までに策定した場合が関係してくる交付金なのですが、この日程的な要件に合致しなくなりますので、こちらのほうにも適用はならなくなると考えております。

○田中委員

わかりました。タイプ1のほうは、他市町の見本になるようなものをつくったところにといいことではお聞きしているのですが、これはかなりハードルが高いともお聞きしております。先ほど総合戦略と総合計画っていう部分がお話ありましたが、今、光市でも取り組む中で、新しい総合計画について5年ごとに計画するようなお話がありましたが、総合戦略が平成27年から平成31年まで、5年間なので、この計画にずれが生じて、ちぐはぐになるのではないかっていうところを少し心配しているわけですが、そのあたり、どのような整理を行われるのか、お考えをお知らせください。

○岡村企画調整課長

次期総合計画と総合戦略との整合というようなお話だろうと思います。仰せのように総合戦略につきましては、総合計画に1年ほど先がけて策定をしております。ただ、その内容につきましては、次期総合計画のほうに継承をしていくことを前提としておりまして、策定後は市政の動向等に応じて総合戦略の見直し等も行っております。その辺で、一定の計画間の整合はできるだけとっていけるような配慮もさせていただければと思いますし、総合計画と総合戦略、これは、ともに部局長をメンバーとする光市未来創生本部という組織をこのたび設置しておりますが、その本部を中心といたしました全庁的な体制のもとで、策定協議なり進捗状況の確認なりをしていくようにしております。こういったような体制の中でもその辺の整合は図っていくようにしていければというふうに考えております。

○田中委員

しっかりした態勢をつくって行っていくということなのですが、総合計画につきましては、市長の任期も4年と考えると、例えば10年を3年、4年、3年とかいうスパンに考えた方が、結果も出たりとか、その計画同士の整合性も取りやすいのではないのかっていう考えもあると思うのですが、そのあたりはいかがお考えか、お聞かせください。

○岡村企画調整課長

確かに、基本計画の総合計画の経過期間として、最近4年間というのを採用するような団体もふえておろうかと思っております。これは市長の公約とかマニフェストとの連携を重視するというような考えによるものじゃないかというふうに捉えているところなのですが、これに対して本市では、これまで、市民との協働というものを一つのベースにして、市政運営の普遍性、あるいは継続性を重視した計画づくりというものを進めてまいりました。このたびの計画策定に当たりまして、このようなスタンスを継承というふうな形を考えておりまして、計画期間につきましては、これまでどおりのスタンス、5年間というふうな形で考えております。

なお、市の分野別計画の多くにつきましても、この計画期間というものを総合計画とあわせてつくっております。計画期間を5年間とすることで、その辺の計画期間の相互の関連性というのも、これまでどおり良好に保っていただけるのではないかと考えているところでございます。

○田中委員

わかりました。総合戦略つくる中で、多分今の後期基本計画に継承したものができ上がって、数値目標なんか特にそこでしか示せないものがあるのではないのかなと思うのですが、新しい総合計画については、また新しい施策ないし数値目標っていうものが出てくると思うので、そのあたりで、総合戦略は今から5年、それで総合計画のほうは、その後の5年っていうとそれぞれがぼやけた感じになるのではないのかなと思うので、ちょっとそのあたり懸念しているのですが、今の計画に従ってやるということで、よろしく願いできればと思います。

最後にもう一つ、光発信プロジェクトチームに立ち上げたということで、大いに期待しているわけなのですが、そのあたりでどのような活動を行っているのか、お聞かせいただければと思います。

○岡村企画調整課長

光発信プロジェクトチームでございますが、光市の知名度の向上、あるいはシティセールスといったような視点から、総合戦略、あるいはもっと長い目で見て総合計画に位置づける具体的な事業について、いろいろと協議検討を今行っているところでございます。これまで3回の会議を開催しておりまして、会議ごとに毎回2時間から3時間程度勤務時間を割いていただいて、参加をいただいているところでございます。プロジェクトチームにつきましては、今申し上げましたように、今後総合計画の策定にもかかわっていただくように思っておりますし、総合戦略につきましても、今総合プロジェクトチームの中でいろいろ検討いただいたもののうち、できるものについては、一つの施策、事業として取り入れていければというふうに考えております。

○田中委員

わかりました。これ、プロジェクトチームがつくったわけではないとはお聞きしているのが光市の光を探してとかの動画作成を見ましても、若手職員がほんとにすごい企画力と技術と情熱を持って取り組まれているのだなということを感じております。なので、それをさらに市民一体となって、協働のまちづくりにするためにも、若い移住者との出会いカフェっていうものが、それは市民活動のほうではありましたが、ああいったものを行いながら意見交換を行って、光市で輝く人にスポットを当てたり、移住者で地域で活躍している人にインタビューを行って、ホームページやフェイスブックで情報発信を行っていただきたいと思います。教育委員会所管のときにちょっと話があったのですが、フェイスブック運用ガイドラインっていうものがあって、給食センターのほうでフェイスブックページを立ち上げたということがあったのですが、こういった形でプロ

プロジェクトチームのほうも、フェイスブックを例えば立ち上げて、そういった皆さん、若手職員が中心となって取り組んでいる活動を発信するっていうことは非常に有効ではないかと思うのですが、そういったことが可能なかどうか、そしてまた、行うつもりはあるのかどうかっていうところをお聞かせいただければと思います。

○岡村企画調整課長

今プロジェクトチームのメンバーの方には、先ほど申し上げましたように、勤務時間を割いてプロジェクトのほうに参加をいただいているわけなのですが、いろいろとそういうふうな効果的な、いろんな面での情報発信を行っていただくということについては、これも一つのアイデアだろうというふうに思うわけなのですが、現実的には、それぞれの職場を抱えた上でのプロジェクトチームへの参加という実情もございますので、そのあたり、勤務との兼ね合いなど、考慮すべきところもあろうかと思えます。まだ、プロジェクトチームにつきましては、総合戦略で終わりというわけではなくて、また総合計画の策定のほうにもかかわっていただく予定にしておりますので、お示しをいただいたフェイスブック等にかかわらず、若者の特性、あるいは感性を発揮できるような、何か参画の仕方、そういったものについても引き続きちょっと検討させていただければというふうに思います。

○田中委員

所管を超えての取り組みということですし、ぜひこういったことはシティセールスにもつながっていくと思えますので、光市の職員の取り組みをしっかりと市民に発信していただけるよう、取り組みをお願いして終わります。

○笹井委員

では、3項目お尋ねします。最初は、空き家バンクについてです。一般質問でも取り上げましたが、幾つか消化できてないところがありますので、お願いします。まず、空き家バンクについて、今回は、市外の人が光市に住むための空き家バンクで、申し込みは市外の人に限るということでしたが、市内在住の人か、空き家バンクの物件を希望するときは、どういうふうにしたらよろしいのでしょうか。

○岡村企画調整課長

この空き家情報バンク制度でございますが、基本的には市内への移住や定住を希望いただく市外の在住の方に登録物件の情報提供を行うことを目的とした制度でございます。物件登録者の個人情報等につきましては、この制度の範囲内において利用をするという条件で御同意をいただいております。したがって、市内の在住者に、この制度に基づく物件所有者の個人情報を提供するといったことについては、目的からやはり逸脱することになりますので、このあたり少し条件整理が必要かと思えます。ただ、空き家情報バンクの登録物件につきましては、本制度以外の取引を規制するものではございませんので、例えば市内の在住の方が民間事業者の情報などを活用するなどして、最終

的に物件を御利用いただくことについては特段問題ございません。

○笹井委員

わかりました。次に、この本会議での回答の中で、物件所有者と市外からの移住希望者があった場合、お互いの双方の了解が得られれば、市内の不動産業者を紹介するということでしたが、これがまだ市内に2軒しかないと、市外も含めたら何軒かあるそうですけども、この紹介できる不動産業者の対象の選定方法、基準についてお答えください。

○岡村企画調整課長

この協力業者につきましては、山口県宅建協会周南支部にお願いいたしまして、支部会員を対象に募集を行っていただいたものでございます。周南支部のほうで協力いただける業者を募集する際の条件ということで、県の宅建協会が実施をされます中古物件の流通に関する専門的な研修制度を受講されていることを一つの要件にされたらと、そういうことで絞り込まれたというふうにお伺いをしているところでございます。

○笹井委員

わかりました。ちゅうことは、市が定めた基準じゃなくて、宅建協会周南支部の定めた基準によって、あと業者の応募の状況によって市内は2点になったという理解でよろしいですか。

○岡村企画調整課長

そのあたり、宅建協会周南支部さんのほうで一定の絞り込みを行っていただいたというような状況でございます。

○笹井委員

わかりました。光市の空き家バンク制度は、目的は市外からの移住、人口定住なのだというので、ここは理解しております。空き家バンクは、自治体によっていろんなやり方があるわけで、それらを参考にされた上で、この光市の制度になったと思うのですけども、特にこの光市の制度の設立に当たって、参考にした市とか、視察した市というのはどういうところがありますか。

○岡村企画調整課長

山口県宅建協会周南支部さんのほうといろいろかかわりもございますので、その管内でございまして周南市さんのほうを参考に、いろいろ担当者レベルで情報等の提供いただきながら、制度の取りまとめを行ったところでございます。視察等については、特に行っておりません。

○笹井委員

わかりました。今回人口定住、移住が目的ということですけども、光市役所における

移住の相談窓口というのはどこになるのでしょうか。そして、またそこにきちんと移住の相談窓口であるという看板は掲示してありますでしょうか。

○岡村企画調整課長

移住や定住にかかわる相談窓口につきましては、企画調整課を総合的な窓口ということでお受けをさせていただいております。看板等の表示でございますが、先日の一般質問で、田中委員さんのほうの質問に対して、部長のほうから、窓口の表示の仕方については、今後ともいろいろ工夫をしてみたいというような趣旨の御答弁をさせていただいたかと思っております。その辺ございまして、早速、移住、定住、空き家情報バンク、それからふるさと納税の担当窓口が企画調整課であるという旨の表示を企画調整課のカウンター、それから受付のほうのカウンター、その辺に設置をさせていただいたところでございます。

○笹井委員

いただいたということは、今現在置いてあるということですね。わかりました。ちょっと次の項目に行きましょう。ホームページ、インターネット関係ですが、平成27年度予算にフォトライブラリーとかパノラマビューの予算が上がっています。これの進捗状況教えてください。そして、市民の人がこれらを利用できるのはいつごろになるのでしょうか。

○坂本広報統計課長

フォトライブラリーの進捗状況についてでございますが、課内で撮りためた写真素材の整理を行い、現在、他の自治体の掲載写真や分類状況なども参考にしながら、掲載レイアウトの検討や掲載写真の抽出を行っている状況でございます。パノラマビューの進捗状況については、委託業者と7月8日に契約を締結し、仕様に基づき航空パノラマ撮影、地上パノラマ撮影、地上動画撮影などの撮影に取りかかり、現在地上動画撮影1カ所の撮影を残している状況でございます。なお、未撮影の1カ所は、石城山の遊歩道を歩き、周辺の神籠石や水門の撮影を予定しておりますが、台風の影響により遊歩道の数カ所に倒木があり、撮影が困難な状況となっており、当初予定していた8月下旬の撮影が困難になったことから、委託業者と撮影、納品の日程について協議、調整をしているところでございます。

また、市民が利用できるのはいつごろになるかということでございますが、フォトライブラリーにつきましては、年賀状等に利用していただきたいと考えておりますので、できる限り早い時期にホームページ上に公開したいと考えております。また、パノラマビューにつきましては、地上動画の撮影のおくれもあり、納品時期のおくれが見込まれますことから、フォトライブラリーの利用開始より遅くなると思われませんが、納品後はできる限り早くホームページ上で公開したいと考えているところでございます。

○笹井委員

わかりました。今年予算ですから、今年度中にできればとは思いますが、ただ、これ私期待しておる事業でもございますので、できるだけ早めの市民の利用をお願いいたします。

そして、また今ホームページに写真の掲示でふおと d e ひかりという、毎月の行事を掲載しておるページがあるのですが、これの掲載基準について教えてください。そして、これら、過去のものまでさかのぼって見れるのですが、過去何年ぐらいまで掲載されるのか、その辺が決まっておったら教えてください。

○坂本広報統計課長

市内のさまざまな風景やイベントの様子を写真で発信している「ふおと d e ひかり」につきましては、平成22年5月に設置された庁内プロジェクトチーム「市民サービス向上推進チーム」による提案事項における改善策の一つとして、平成24年4月より掲載を開始しております。掲載基準につきましては、広報広聴係職員が取材先などで撮影したイベントの様子や季節の風景の写真を簡単な説明文とともに掲載することとしております。また、掲載期間につきましては、現在定めておりません。

○笹井委員

わかりました。24年からということですから、まだ3年ですけれども、これ、できるだけ残して、ほんと歴史が振り返れるようにしていただきたいと、できるだけ消さないように、24年より前にさかのぼるつもりはないですけれども、過去24年からこういうことがあったというのがわかるようにお願いしたいいたします。

そして、もう一つ、今年年に1回ですけど、写真で振り返る10年間のひかりというページがあります。これ見ますと、ちょっと見出しがフォト光となつとったり、1年を振り返るとなったり、年によって随分混在しているようなのですが、これはなぜでしょうか。

○坂本広報統計課長

「写真で振り返る10年間のひかり」につきましては、昨年新市誕生10周年の記念の年ということで、10年間の足跡を振り返り、市民の皆様とともに10周年をお祝いするため、10年間分の市政や市民活動の様子など、光市の主な出来事を写真とともに紹介したものであります。平成16年から20年までは「フォト光」として、平成21年からは「一年を振り返る光」として掲載しているものでございますが、委員御指摘の混在につきましては、平成22年の「一年を振り返る」が、フォト光となっていたもので、正しくは「一年を振り返る」とすべきものでございました。委員の御指摘を受けまして、見出しの修正をしたところでございます。

○笹井委員

わかりました。ホームページも毎年毎年努力してつくられていまして、そういうものを暦年通して見ると、何か表記が違ったり、レイアウトが違ったりというのはよくある

ことですが、大事なのはやっぱりこういうのを残していくことだろうと思っています。これについては、また私も要望だけにしますけど、10年間ではなくて、合併前でも光、大和で毎年年間写真集みたいなのはつくっておったのではないかと思います。こういうのも、機会を見てデジタルアーカイブ化していただきたいと。手間もかかりますけど、原本はもともと印刷物であるはずですので、そんなに探すものでもないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、今度動画のほうですが、ひかりチャンネルというページがありまして、動画が載っておるようになっていきます。これも時代の流れで、動画が、光市の動画がパソコンで見れるというのはすばらしいことだと思っていますのですが、これの掲載基準についてどうなっているのかお聞かせください。

そして、これもよく見てみますと、ことしとか一昨年ぐらいあるのですが、何か2014年だけ動画が全然なかったりするのですが、この辺、どうなっているのか教えてください。

○坂本広報統計課長

ひかりチャンネルにつきましては第二次光市行政改革大綱実施計画における「利用者の視点に立ったホームページ等の充実」の取り組みの一つとして、平成23年度から実施しております。先ほど御説明いたしました「ふおと d e ひかり」と同様に、広報広聴係職員が取材先等で動画として撮影した市内の様々な風景やイベントの様子を短編の動画として編集し、掲載しております。明確な掲載基準はございませんが、写真では伝わりにくい、動きのあるイベントや自然景観などを中心に掲載しているところでございます。なお、平成26年度につきましては、広報広聴係における新市誕生10周年記念事業の実施や新市誕生10周年記念事業の取材等に重点を置き業務を行ったため、ひかりチャンネルでの掲載は行っておりません。

○笹井委員

わかりました。やっぱり動画も残せるということで、節目、節目の行事などは当然取材もされると思います。今光市のホームページでも動画のページも少しずつふえてきておりますので、こういうものがやっぱり歴史的に振り返れるような掲載をお願いしたいと思います。特にことしは、私がすばらしいと思ったのが、光スカイウォーク2015、これ今年ですか、空中散策というページを随分市内あっちこちでとられています。メインは、島田川を下る光のプロモーションビデオに使ったやつが、これの関連だと思うのですが、それに載ってない島田川の上流とか、あるいは石城山のほう、そういうところを、恐らくドローンだと思うのですが、使われて、それが動画で見られるようになっておるといって、こういう取り組みはすばらしい、光市から外出られた方でも見ると何か懐かしいような風景というのがありますので、この取り組みはぜひ進めたいと思います。

最後の項目にまいります。公共施設マネジメントについてですが、概要版、今年の夏に配布されたと思います。これについて、配布されたことで、市民からの反応というの

は、どのようなものがあったのでしょうか。

○松村行政改革・情報推進課長

リーフレット配布後の反応ということですが、配布後、担当所管のほうに対しまして、直接御意見、御質問等はいただいておりますが、市民の皆さんからのそうした御意見等をお伺いするため、配布にあわせまして、8月に市内小中学校のPTA会長会議と公民館の館長会議でお時間をいただきまして、リーフレットに基づいて説明を行いますとともに、これらの会議は、地域の代表者の皆さんの会議ですので、地元に戻られてからの会議においても同様の機会を設けさせていただきたいという願いをしたところで、これまでに2件出前講座を実施させていただいております。その際には、説明も熱心に聞いていただき、「こうしたことは考えていかないといけないと思った。」とか、「将来のためには必要と思う。」といった御意見や、また「学校も対象となるのか。」といった御質問等もいただいております。来月にも1件を予定しております。ほかにも時期を検討していただいている団体等もございますので、今後もいろいろな機会を捉えて、引き続き積極的に周知に努めてまいりたいと考えております。

○笹井委員

概要版については、その前にできた白書、そちらの市役所のほうで要約されてつくられたかと思うのですけれども、なかなか個別の施設名などが載っていないということで、何となく方向性はわかるのだけど、どうも具体性がちょっと弱いのかなというふうに私は考えております。議会のほうでも、議会報告会の資料なんかには、こっちの独自の観点で使ったりはしてはしまして、その市民の反応もそれに対してありましたので、市民的には反応があると思いますけど、なかなかまだ概要版だけではよく見えないと思います。

そこで、ちょっと聞くのですけど、一応、次の段階として公共施設の適正配置等に関する方針をつくるという方向性は決まっていますが、これの進捗状況についてお聞かせください。

○松村行政改革・情報推進課長

適正配置等に関する方針の進捗状況についてでございますが、公共施設白書を26年7月に策定後、国からの策定の要請がございました公共施設等総合管理計画との関係など、国や他市等の状況を注視しながら、平成28年度中の策定に向けて検討を進めているということにつきましては、6月の委員会でも、御報告させていただいたところでございます。その後の取り組みといたしまして、8月10日にリーフレットを全戸に配付し、出前講座等を行うなど、取り組みの周知に努めていることは先ほどもお答えさせていただきました。今後の予定といたしまして、策定方針の基礎資料とするため、10月下旬から11月にかけて公共施設に関する市民アンケート、現在準備中で2,000件を予定しておりますけれども、こちらを実施することとしており、これらの意見も把握した上で、策定に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。一応、白書をつくって、その後にきちんと方針をつくるという方向で進んでおるといふふうに思いましたが、方針についても、私ども、他市の勉強なんかもしたですけど、きちっと、いつまでに何をどうするのかわかる方針を出しとるところもあれば、結構玉虫色みたいな方針を出しているところもあるみたいで、これは、つくり方次第だと思いますけれども、できるだけ市民から見て明確になるような方針をくだされることを希望します。

終わります。

○森重委員

済いません。数点、お聞きいたします。

今、ダイジェスト版の件が出ましたので、引き続きそこをいきたいと思います。わかりやすいものを作成していただきましたのですけども、今、一応先行委員がほとんど、適正配置等に関する等はお聞きいたしまして、理解いたしました。最終的にどのぐらいでこれを、将来の公共施設削減のあたりは、どのあたりでされるのかというのがやはりある程度のやはり具体的な年度というものが示されるべきというふうに思っております。これもなかなか、いろいろほかの計画物との整合性もありますので、一時に大変だと思いますけども、今後、このあたりが非常に、公共施設のマネジメントあたりがどうしても一番大切なところになってきますので、計画性をしっかり持っていただきたいというふうに思います。

それと、1点お聞きしたいのは、ダイジェスト版の4ページに、用途別の施設数等が書かれておまして、147施設全部上がりまして、これ出されたわけですけども、この一概には言えないと思うのですけども、この施設等は、同規模の自治体等と比較してはどのような光は特色といいますか、どういうふうなものを分析として見ておられるのかというものがもしありましたら、お聞きをしたいと思います。

○松村行政改革・情報推進課長

済みません。詳しい数字は今忘れてしまったのですけども、同規模の自治体と比較して、若干公共施設全体で見ますと、光市は多いというような状況になっております。

○森重委員

わかりました。さまざま、私どもも他の自治体の状況はよくわかりませんが、施設がそれだけあるということは今後の維持管理等、ずっとかかっていくわけですから、そういう近隣、同規模、そういうものとちょっと比較してみて、何がどうなっているのかなという分析はぜひ行っていただきたいというふうに思っております。

こちらは、マネジメントはこれで終わります。白書は終わりました、人口ビジョンと戦略、ちょっと今回、質問させていただきましたけども、ほぼ、形がほぼ見ますと、でき上がっておりまして、残すところはやはり人口の将来展望、いわゆる目標等が今後示され、それに光市が目指すべき未来の方向性がプラスされて、3つの動くというところ

で示されて、これからくると思います。大変これも難しいと思うのですが、それはまた今後の完成をしっかりと見ていきたいと思うのですが、今の時点でお聞きしてみたいところは、今回の策定に対して、政府は、地方への支援としては、3つの支援をしっかりと打ちだしました。情報の支援、また人的支援、また財政支援というこの3つをしっかりと応援しますから、皆さん頑張ってくださいよということでしたけども、実質光市がここまでこういうものをつくられて、委託という面もありますけども、こういう支援をどの程度といいますか、どのように活用されたのかということをお聞きしたいと思います。

○岡村企画調整課長

国の支援ということなのですが、人的支援ということで、例えば地方創生人材派遣制度とか、地方創生コンシェルジュ制度とか、そういった制度があったかと思います。地方創生人材派遣制度というのは、原則5万人以下の市町に、国のほうの職員を派遣するというもので、地方創生コンシェルジュというのは、相談に関する一元的な窓口を国のほうが設置すると、相談員を配置するというような制度だったかと思います。このあたりにつきましては、現在まで市のほうで活用してはおりません。ただ、国の説明会への出席なり、コンシェルジュの制度とはちょっと異なりますが、県、あるいはまち・ひと・しごとの創生本部のほうにお問い合わせをいただいたり、そういった形でこの辺は、国とのいろんな情報収集とか相談というのはさせていただいてきたつもりではございます。それから、情報支援という面で、地方版総合戦略の策定に当たって、社会経済分析システム、いわゆるリーサスという情報システムを国のほうが設置をいたしました。これによっていろんなビッグデータの活用をというようなことだったかと思うのですが、本市のほうでは、このデータがいろんな部署で使えるように、庁内、特にこの総合戦略とかかわりが深い経済部でございませうとか、福祉保健部でございませうとか、そういったところにそのIDを割り振りまして、いろんな施策の見直しなり新規事業の検討なりに活用していただけるような、そういった配慮はさせていただいてきたところではございます。データの生かし方とか活用の仕方につきましては、専門的な知識とか分析能力ということも必要になってまいりますので、その十二分な活用という点では少し課題も残るかと思いますが、そういうふうな形でいろんな活用を促してきたところではございます。システムにつきましては、今後も戦略の見直しとかにもまた活用もしていきたいと思っておりますし、そういった面で8月末には実は国の担当者を招いてこのシステムの利活用に関する研修会も内部で開催もさせていただきました。せっかくのシステムでございませうので、引き続き、有効に活用できるように、そのあたり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○森重委員

やはりこのリーサスもビッグデータということで、どの程度でどういうものが出るかちょっとよく、見方もあるので、これをほんとにいかに活用しているかとなりますと、各自治体ともやはり疑問符と疑問視がわくわけですが、実際にやはりこういうもの

をしっかり活用して、将来のやはりいろいろ今後の完結版もやってかなきゃいけませんし、また、総合計画もそういうところに基づいたものをつくっていかなければいけないということで、しっかり活用していただきたいと思います。8月にはそういう研修会を持たれたということで、そのあたりの姿勢が、やはりすばらしいと思いますし、これからの策定姿勢として、やはり情報支援と、それから人的支援も、地方創生コンシェルジュ制度のなんかも、やはり今後の社会増とか、そういうものに関しては、やはり狭い範囲で考えていたのでは実質人口増を目指してくということ、これはほんとに難しいことだなというふうに思います。大胆なやはり施策を、光市にとって一番何がどういうふうにということをほんとに考えていきますと、これはやはり枠を超えて、やはり情報をしっかりとって、指導を受けながら、情報公開しながらやっていかないと、ほんとに枠を出ないというのが実質だというふうに思います。計画物はできますけども、実際には、なかなか厳しいなということを感じますので、相談窓口の担当者の名前等もしっかり書いてありますので、うるさいと言われるぐらいに聞いたり、相談したりということ、今後の策定姿勢としてしっかりとっていただきたいと思いますというふうに思います。これは要望にしておきます。

財政支援ですけども、先ほど先行委員がちょっと触れましたけども、このところは、タイプ2のところ、我が光市は、KPIの設定やPDCAの確立や住民の参画というふうなことを実際に早くから取り組まれてきて、10月末には策定をされるというところでありつつ、交付税が全て、これを目指してということは本末転倒でございますけども、そういう取り組みをされてきたけども、そこはちょっと考えていないのだという今お話でございましたので、そのあたりもうちょっとお聞かせ願えたらというふうに思います。

○岡村企画調整課長

タイプ2でございますが、10月末までに策定した場合に、1,000万円を目安とする上乗せ交付金が対象になるということでございます。本市の場合、10月までに最終案はつくりますが、その後、パブリックコメント等を経て、最終的な策定が12月ということで、このあたり難しいのかなと、手続的にまだ最終案の策定に至る10月中はまだ最終案の、案は策定したけれども最終的な策定に至っていない段階でございますので、このあたりがちょっとネックになるのかなというふうに思っております。さらに、交付の対象事業につきましては、今年度中に補正予算を計上した上で今年度中に事業を完了させるというような、そういったハードルも一方ではございますので、いずれにしても、こういったことを勘案した上で、10月末までのという条件がございますタイプ2については、ちょっと対象になるのが難しい、困難というような判断でございます。

○森重委員

この実際に要件を満たして10月末につくったとしても、やはり27年度後半に、実際に行う事業のために必要な財源を支援しようということですので、その今後出てくる、「今から動けば見れば変わる」の「3つの動く」がどの程度実質事業的に進展できるかという問題にもあるというふうに思っております。けども、これは非常に難しい、実際

そういうものをどれだけあらわしてけるか、難しいものだと思いますけども、こういう国の制度が目的になってはいけませんけども、やはりそれ相応の具体的な動きのつくれるものというものをほんとに悩んでやっぱりつくっていかなければいけないというふうなことだというふうに思います。そのためにはやはり国のそういう支援をしっかりと活用すると、情報も人的支援も、やはり、時間がなかなかないと思いますけども、そのところはやはり若手等も、光発信チームさんも今回いろいろそういうものに携われまして、多分意識がやるとやらないでは大いに違っていたのではないかなと思うのです。光のそういうものを見つけていくという、そういうものをみんながこぞってそういうものに挑戦し、学んだということは一つの大きな職員教育でもあったと思いますので、そのあたりを、大変であると思いますけども、しっかり今後の策定の姿勢として生かしていただきたいことを要望したいと思います。

○西村委員

それじゃあちょっと、マイナンバー制度のことについて理解を深めるために若干質問をしたいと思います。先だってマイナンバー制度が始まりますという政府広告の資料でお尋ねをしたいと思いますということで言っておりますが、非常に制度がわかりづらい部分があって、どう考えていいのか理解に苦しむところもあるのですが、要は、日本国内の全住民に通知をされ、一人一人異なる12桁の番号を振りますということでございます。それで、あと市民部のほうで、交付のことについて若干聞きたいと思いますが、個人カードの交付というのは無料なのですよというふうに高々書いてあるんですが、交付はまず義務なのか任意なのかお尋ねしたいと思います。

○松村行政改革・情報推進課長

個人番号カード、ICチップがついたやつ、こちらのほうの交付を受けるものについては任意でございます。

○西村委員

そうすると、このカードの交付を受けなければ、振られた番号で個人の情報が政府の意図する情報の整理をされて、どこかで活用されることはないのですか。意味がわかります。というのは、マイナンバーでもっと暮らしが便利になると書いてあるのです。ここには、公平公正な社会の実現をします。国民の利便性の向上をします。行政の効率化を図りますとあるのです。先ほど条例を通しましたけども、市のほうとしても、国が整理したマイナンバーで整理された情報をかくかくしかじか利用したいと、利用するに当たっては、その目的に即した情報だけを活用しますよという条例だったと思うのですが、それじゃあ、我々が個人カードの交付が任意であるならば、このカードを受けた人は、いわゆる行政の効率化の利便性を受ける、カードを受けなかった人は、今までどおり、例えば必要な書類を出してくださいと、個人の本人確認をするためにいろいろな免許証だとかパスポートだとか、社会保障の番号を出せば、今までどおり手続はしますよという道が残されているのかどうか、そういうふうにお尋ねをしたいのです。

○松村行政改革・情報推進課長

個人番号カードの交付を受けてなくても、個人番号申請書類等に記載して免許証等の顔写真付きの身分証明ができるようなもので確認をした上での取り扱いが可能となりますので、個人番号カードの交付を受けてなくても、書類の提出の免除であったりとか、そういう利便性の向上というものは市民の方が受けることは可能でございます。

○西村委員

わかりました。要は、もうカードがあろうとなかろうと、制度としてお一人お一人にマイナンバーというのが振られているので、いわゆる今言った国民の利便性の向上だとか、行政の効率化とか、公平公正な社会の実現ということはもうスタートしているというふうに理解していいということですね。わかりました。

それで、マイナンバーは、この10月以降に、住民票の住所に通知をされて、マイナンバーの利用開始は28年の1月からと、こうなっているのですが、ネットなんかでいろいろ調べてみると、このカード、本物がないので、ネットに記載されている絵でしかわからないのですが、どうも個人番号というのは、このカードの裏に記載されていると、12桁が。表には、名前とか住所とか、有効期限、生年月日、それから僕はちょっとよくわからないのですが、サインパネル領域というのが何かあって写真があると、それで、ネットなどを見ると、この個人情報に記載されているものは、個人番号カードは身分証明として使えますとあります。ところが、ここに書いてあるのは、身分証明として使えるけども、表は見てもいいけど、裏は見ちゃいけません。さらに、コピーとっっちゃいけませんというふうに書いてあるのです。そうすると、行政では、提示をして、公務員の皆さんですから、裏見たりすることはないかもしれませんが、裏見るでしょうけど、ICチップのカードも使って。ところが民間の方は、裏見ると思うのですよね、番号。でないと、誰が誰なんかわかんないですから、このあたりは、どういうふうに、市民に尋ねられれば、お答えすればいいのか、御教示願いたい。

○松村行政改革・情報推進課長

現在、まだ国のほうから正式な通知というのはいたできておりませんが、情報によりますと、そういったあたりがマスキングできるとか、コピーをしたとしてもそういう重要な情報等については写らないようなケースが配布されるというようなお話もございます。

○西村委員

始まってみて運用すれば実務ですからだんだんわかってくると思うのですが、政府の広告の中にも、個人カードでさまざまなサービスが受けられます。ICチップに記憶された電子証明を用いてeタックスなどの申請ができると。これは税務署のことからいいのですが、図書館で利用書や印鑑証明書が自治体の条例化でサービスができると。その先にはコンビニなんかでも住民票が取得できるというようなことがあるので

すが、市のほうでは今どういうサービスを考えていらっしゃいますか。

○松村行政改革・情報推進課長

ICチップの空き領域を利用して、そういった制度を展開することができるというようにございますが、こちらは直接マイナンバーを読み取ってということではなくて、あくまでマイナンバーカードのチップに空き領域があるので、そこを利用してということになります。現状、光市では、具体的にこういった業務で取り扱いたいというようなことは当然、システムの費用もかかりますし、現状では具体的な検討というのはいたしておりません。

○西村委員

先行する委員の方からも、このマイナンバーの制度に移行することで多額な経費がかかるという御指摘がありました。実はこの多額な経費がかかることで仕事がふえたという企業もあるわけですから、一概に経費がかかるからといって、それは社会的に悪ではないと私は理解しているのですけども、条例行為が必要になるとは思いますが、光市では印鑑証明書で本人以外の方に交付をして裁判で負けたこともありますので、住民票あたりまではいいと思うのですけども、印鑑証明書などは慎重に考えていただきたいと思います。ただ、カード社会ですから、私どもの財布の中にもいろんなカードが入っていて、いろんなカードでサービスを受けられるようになっていて、もうどれがどれかわからないという状況にもなっています。このマイナンバー制度は、登録をするときに、4桁の数字と、マイポータルログインIDとパスワードの発行の際に登録をします。何のことかさっぱりわかりませんが、4桁の数字と6桁の英数字の組合せの2種類が必要です。ここは具体的にはどういうイメージなのか説明をしてもらえますか。

○松村行政改革・情報推進課長

パスワードに関する御質問でございます。窓口でカードを受け取ります際に暗証番号の設定が必要になりますが、利用目的別に最大で4つの暗証番号が必要になります。署名用電子証明書用というのと、利用者証明用電子証明書用、それから、住民基本台帳用、それから券面事項入力補助用というものでございます。電子証明をカードに加えない場合は、その分は不用となりますけれども、先ほどおっしゃられましたように、4桁の数字と、それから6桁から16桁の英数字ということになります。それぞれ、電子証明用というのは先ほど御紹介もありましたようにeタックスであったりとか、あと利用者証明用はインターネットとかでマイナポータルというサイトが、マイナンバーの制度にあわせて新しくできるんですけども、こちらのほうでは、自身のマイナンバーがどういうふうに提供されたか、どういうふうなことで利用されてるか、パソコンとICカードのリーダーが必要になりますけども、そのセットがあれば、そういった情報も自身の目で、自宅のパソコンで確認ができたりするようになる、そういったときにログインするためのパスワードであったりとかというようなもので幾つかのパスワードが設定が必要になっております。

○西村委員

ちなみに、パスワードは、受け取るときに必ず設定しないといけないのですか。

○松村行政改革・情報推進課長

先ほどお答えしましたけども、電子証明とかというものをカードに加えない場合には、電子証明用のパスワードというのは必要なくなったりというようなことはございます。

○西村委員

私は電子証明なんかわかりますけども、電子証明というのは、平たく言うと、どういう場所に使われる機会が多いのか説明してもらえますか。

○松村行政改革・情報推進課長

先ほども御紹介ありましたように、eタックスの関係、それから、文書を伴う電子申請ということで、具体的に。（「それでいいです」と呼ぶ者あり）

○西村委員

もう少し時代が進まないと、あるいは世代が変わらないと、こういうデジタルでのいわゆる申請とか、証明とか、確認とかいうのは、当たり前にならないのかもしれませんが、ただ、カードを申請で、真面目に取りに来る人は、恐らく年配の方だというふうに思われますので、そのあたりは、これは交付のときにお願ひしますけども、もうちょっと簡単に御説明して、それから、カードに間違えても番号を書かないように、暗証番号を書かないようにしないといけないのかなというふうに思います。縷々、お願ひしましたが、ほかにも、休み時間に聞いちゃいましたので、これで終わりにしますが、とにかくやってみましょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

8月の24日に議会の全員協議会で説明いただいた光市総合戦略の中間案について、時間もちょっと配慮したいと思いますので、あれこれというのではなくて1項だけ。5ページと14ページ、産業振興と雇用の創出ということで、基本戦略と具体的な行動計画という記載がありました。ちょっと私が、見ようが悪いのかもわかりませんが、この間、ショッキングな出来事であるが、同時に苦い経験の中から新しい教訓も生み出したと思う、シルトロニックジャパンの光工場の閉鎖と全員解雇という経験がありました。その問題が余り頭に置いておかないで、こう言うたら失礼ですが、この文書ができたのではないかと思います、何か、私が見落とししたのでしょうか。どこぞに、今の項目の中に出ているのでしょうか。どうでしょうか。

○岡村企画調整課長

シルトロニックジャパンの教訓を踏まえて、失業者対策とか、そういうものが入っていないのではないかという趣旨のお尋ねということでお答えしたので。

○四浦委員

文字どおり産業振興と雇用創出というテーマでいかがかと聞いているのです。

○委員長

四浦委員、もうちょっとわかりやすく簡潔にお願いいたします。

○四浦委員

簡潔過ぎてわからなかったのではないかと思いますのですが、実は、企画のほうで毎年実施する市民アンケートでは、重要度は高いが、達成度といいますか、それは低いという代表格になっているのが雇用と企業誘致の問題だというふうに私は受けとめとるのですが、こういう雇用の問題でいうならば、雇用が失うという面も現実にあったわけだし、これからもそういうことがある可能性があるから、それに対応する項目が必要では、なかろうかなと、サブ項目として、というふうにお尋ねをしているのです。

○岡村企画調整課長

このたびの総合戦略、国のまち・ひと・しごと創生法の趣旨に沿ってこの辺の策定もしておるわけなのですけれども、その中で、仕事というものの一つの考え方として、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出というようなことが示されております。こういった観点を持って進めておりますので、確かに委員さん仰せのように、その辺の失業対策といったものについては、現時点、この総合戦略の中では視点が薄いのかなというふうな思いはございます。このあたり、現在の総合計画、後期基本計画のほうでも、雇用対策、あるいは離職者の生活支援対策、これは当時の経緯を踏まえてだろうと思うのですけれど、こういうこともうたってきた経緯もございます。この中で就業について足りない分は、そういったところでまた補っていくようになろうかと考えております。

○四浦委員

今なぜこの質問をするかと言いますと、8月の全協の中では、10月末をめどに最終案をまとめたということですから、ぜひつけ加えていくべきでは、なかろうかなというふうに。全体を網羅してこの企画を進めている、政策企画もこのテーマだと思いますけれども、それは具体的には経済部に手を出してもらうということもあり得るでしょうが、企画が音頭をとらないと、私にとっては、落ちているサブ項目についてはなかなか入ってこないのではないかと。ぜひ検討を願いたい。例えば、人口減少というのは、日本だけ突出して起こることだけでなく、欧米等にでもこの傾向は大いに見られるわけです。フランスあたりがこれをやっていますよ。撤退する企業に対して、国としてどういう方針を持っているか、それは地方自治体が方向づけを持っていても構わないと思う

んですけども、私の記憶ではシリトロンニックジャパンが工場閉鎖をするというときに、やっぱり、その離職する人たち、今まで従業員だった人たちに対する再雇用の道を閉鎖する会社、工場そのものがそういう用意をしなかったと思うのです。フランスはそういうふうに発しております。人口減対策の一つとしても、そんなことを含めて、今フランスの真似をしましょうという提案じゃないですよ。そういう項目は1項起こしていくべきでは、なかろうかなというふうに思っております。あんまり言っぱなしじゃ面白くないですから、いかがお考えかお聞きしたいと思います。

○岡村企画調整課長

そのあたり、基本となります国の一定の方針とかもあろうかと思しますので、そういう中で、この雇用とか、産業の中でどういうものを網羅すべきか、そのあたりは確認の上で判断をさせてもらえればというふうに思います。

○四浦委員

この中には、生き生きと働く光の仕事、商工業元気戦略というタイトルに見られますように、これから雇用を拡大するというについては書いております。ただ、触れたくないかどうかわかりませんが、雇用が失われる、しかも規模が一定の規模で失われるというようなことについては、ほとんど付言してないと思しますので、ぜひ検討を深めていただきたい。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第63号 光市税条例等の一部を改正する条例

説 明：田中市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第64号 光市手数料条例の一部を改正する条例

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第65号 (仮称) 室積コミュニティセンター整備工事 (建築工事) 請負契約の一部を変更することについて

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第58号 平成27年度光市一般会計補正予算 (第3号) [所管分]

説 明：縄田地域づくり推進課長、藤本生活安全課長、田中市民部次長、田村市民課長
～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

済みません、9月3日に地域ふれあい協働隊が結成されたとお聞きしておりますが、これが一体どのようなものなのか、また、どういった活動をするのかを教えてくださいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

地域ふれあい協働隊についての御質問でありますけど、地域ふれあい協働隊は、市の若手職員で構成した隊であり、地域で行われるさまざまな行事に隊員が参加し、地域の最前線で活躍している方々と実際に触れ合い、ともに働くことで、市民目線で地域の課題や特徴を把握し、今後の各種行政施策に生かしていくとともに、本市が進める地域と行政の協働によるまちづくりを効果的に実施するため、職員の協働に対する理解と意識の向上を図ることを目的に結成したものであります。

○田中委員

地域活動に参加していくということで、本来ならボランティア活動で自主的に参加するのが望ましいのかなとは思っているのですが、これを機に本当に地域活動に参加していただいて、将来的に地域の中でもリーダーシップをとっていただけるような活動につながっていくことにすごく期待するところなのですが、若手職員が地域にとって生き生きと活動していくというお話で、これは教育所管のほうでフェイスブックページを立ち上げて情報発信をという部分がありました。それで、フェイスブックの、何でしたっけ、運用ガイドラインというものができて、市でもフェイスブックページを立ち上げてっていうことが可能になってきたっていうので、こういった若手職員の生き生きとした活動をぜひそういったフェイスブックページなんかを使って情報発信していただければ、まちの活性化にもつながっていくのではないのかと思うのですが、そのあたりはいかがお考えか、お聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

地域ふれあい協働隊の活動の情報発信の件でありますけど、現在は、活動後、隊員が作成したレポートを市のホームページに掲載し、本隊の活動状況や、本市の協働施策を

広く市内外に発信することとしております。委員からのフェイスブックへの掲載という提言でありますけど、このあたりにつきましても今後検討していきたいと考えております。

○田中委員

ありがとうございます。ホームページを使って情報発信していくということで、本当にこの地域ふれあい協働隊には期待をしている部分がありますので、今後とも、何といましようか、活性化していくような活動をよろしくお願いします。

もう1点お聞きしたいのですが、次の項が「やさしいまちのやさしいサービス」ということで、「記念日をありのままに残そうサービス事業」というものがこのたび開始されるということですが、これについても少し内容をお聞かせいただければと思います。

○田村市民課長

「やさしいまちのやさしいサービス、記念日をありのままに残そうサービス事業」でございますが、先日、記者発表をさせていただいたところでございます。目的といたしましては、結婚、出産といった家族の記念日に市からお祝いの気持ちをあらわすことにより、本市に親しみや愛着を感じてもらい、市に対するイメージアップや子育て世代の定住促進を図ろうというものでございます。

事業の概要につきましては、本市に出生届、婚姻届を提出した人に対しまして、オリジナルデザインの記念台紙に届出書をコピーし、保存用の記念ファイルとともに交付しようとするものでございます。事業開始につきましては、9月28日月曜日から始めるということで計画をしております。

○田中委員

ありがとうございます。これも民間で出生届とか婚姻届という部分で、ゼクシィさんとか、いろいろ民間がオリジナルの御当地の届け書をつくったりして取り組む中で、光市ではオリジナルでこういったものをつくるということで、おっぱい都市宣言しているまちとして本当に温かいサービスで、楽しみにしているところなのですが、これの少し入札について、入札というか、プロポーザルについてお聞きしたいのですが、今回このデザインに関してプロポーザルで行ったというふうにお聞きはしておるのですが、この条件について、どのような条件で行われたのかをお知らせください。

○田村市民課長

条件といいますか、参加資格者ということでよろしいのでしょうか。参加資格につきましては、平成27年度の光市物品調達等の競争入札参加資格者名簿、このうち印刷図書類、一般印刷、それと業務委託、内容としては企画制作、デザイン企画、これのいずれかに登録されている業者ということを業者選定の条件としております。

○田中委員

登録している業者の中から選んだということで、以前、一般質問でも、デザインを生かしてシティーセールス等を含めて効率的なまちの活性化を行ってほしいというお話をしたことがあるのですが、入札、詳しい話になると、ちょっとここではなくなってくるのだと思うのですが、基本的にデザインとかの入札の条件というのほど決められているのか。担当所管で決められているのか、それとも入札監理局でしたっけ、何でしたっけ。（「入札監理室」と呼ぶ者あり）入札監理室のほうで決められているのか、そのあたりだけお知らせいただければと思います。

○田村市民課長

今回のこの記念ファイルの作成業務でございますが、この参加者資格につきましては、市民課でこういう基準で選ぼうということで決めております。

○田中委員

わかりました。そしたら、ちょっとお聞きしてみるのですが、デザインというものを公募、プロポーザルするとき、やっぱり間口を広げて、個人でデザインをやられている方もいらっしゃるのですが、なかなか年度初めのときにどういった仕事が出てくるのか、わからないという部分がありまして、登録している業者に頼むところが一番信用もあって、事務的にも負担が少ないのかなとは思っているのですが、こういった新しいデザインを募集するとき、それがきっかけとなって新しい業者の方たちが市にそういった公共工事といいますか、市の事業に入ってくるというきっかけにもなればと思うのですが、そういった部分で、今はやられなかったということなのですが、今後どのような考えを持っていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長

趣旨、わかりますか。わからない。じゃあ、よくわからないような雰囲気ですよ。

○田中委員

やり直します。失礼しました。プロポーザルで公募という形になるので、せっかくですので、こういった新しいデザインの公募とかが出るときに、新規事業者の方がこれをきっかけに市のこういった事業にも入っていただいて、業者登録も今後していただいて参加していただくようなきっかけになればと思うのですが、今回は登録している業者にだけということで限定したのですが、そういった部分で、プロポーザルなので間口を広げて、登録してない業者を応募することができるのか。これ入監なのかな、わかりにくい。

○委員長

ちょっと所管が外れたかもわかりませんね。

○田中委員

違いますね。

○委員長

よろしいですか。

○田中委員

はい、わかりました。そしたら、総務のときにお聞きしたいと思います。失礼しました。

○笹井委員

では、2項目についてお聞きします。まず、一つは空き家についてです。一般質問でもお尋ねしましたが、まだ消化できてないところがありますので、お聞きします。管理不全の空き家の件数については、同僚議員も含めて、毎議会どなたかが質問していき、その件数を聞きますと、だんだん少なくなっていくという事は認識をしております。ただ、この条例がありますので、条例では勧告とか告示とか命令とかいうことも想定されているわけですが、そこに至った事例はあるのでしょうか。

○藤本生活安全課長

今現在、お願い、所有者確認の段階で、命令、勧告等は至っておりません。ゼロです。

○笹井委員

わかりました。そういう法的な手続きはゼロで、ただ件数は減ってきておるということは、では、職員さんからの働きかけと、所有者の自主的な撤去なり改善なりで、空き家の件数が減ってきておると、こういう理解をしてよろしいですかね。

○藤本生活安全課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。私も市内見回ったときに、随分そういった件数が少しずつですけど、少なくなっていくという実感はしております。本当、職員の皆様には大変なことだと思いますが、着実な推進をお願いします。

ただ、本会議でもありましたように、連絡のとれない方もおられるということですから、これが何件あるのか、そして、これに対しては今後どうされるのか、お伺いいたします。

○藤本生活安全課長

今、調査中の段階を含めて連絡がとれない所有者が3件あります。今後、所有者を特定できるように再度調査するとともに、不在者財産管理人制度と、あと相続財産管理人

制度等なども研究しながら、裁判、司法の場で特定していかないといけない事例が出るのではないかと想定しています。

○笹井委員

わかりました。私も今初めて聞いたような制度も出てきましたし、その辺、私も勉強不足ですので、もうちょっと勉強していきたいと思います。実際に件数が減ってきておりますのは、大変評価をしております。ただ、あとに残った件数ほど難しいのが残ると思っております。原則は所有者による自己対応が原則で、それができない場合、条例ということになるかと思うのですが、自己対応をお願いしても、なかなか進まない事例も多くあるかと思っております。条例もつくっておいても結局行使しないと、抜かすの宝刀でさびてしまうみたいな形になると思っておりますので、条例による手続きも同時並行というか、いつでも条例に移行できるような形で両面から進めていきたいと思います。

特に、空き家の条例ができて一応、今、1年ちょっとたつわけです。条例があるのに、結局、周辺に悪影響を与える状態がそのままずっと続いておるということになれば、やっぱり行政が放置しているのではないかとみなされかねないことも今後出てくると思います。件数は着実に推進していると思っておりますし、私もできる限りこれは応援していきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

次の項目にまいります。公民館とコミュニティセンターについてですが、本議会で、来年4月1日から公民館は全部コミュニティセンターにするのだというような回答があったかと思っております。これ、室積については、もう室積コミセンということで建物もつくっておりますし、そのための、移行のための会議なんかもしておるわけですが、ほかの公民館からすると、随分何か急ピッチで、本当にそのとおりにいくのかなという、私、疑問を持っておりますのでお尋ねします。公民館ごとのコミュニティセンターの移行についての周知と取り組みの状況は、どのようになっているのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

公民館からコミュニティセンターへの移行についての周知方法でありますけど、まず8月28日に開催しました公民館長会議におきましてコミュニティへの移行に対する市の考え方をお示しするとともに、現在、各地区の役員等を対象に説明にお伺いする方向で各公民館と調整中であります。

○笹井委員

周知はされているということですけど、いろいろ公民館ごとに状況とか取り組みとかも違うと思っておりますし、今、支所長さんがきょうおられるので、そこら辺、詳しい話が聞けるかなと思ったんですけど、その辺は支所長さんの権限とか業務とは関係ないのですか。もし答えられれば、支所ごとに状況とかをお聞きできればと思っているのですが。

○縄田地域づくり推進課長

公民館につきましては、地域づくり推進課が所管でありますので、私のほうからお答

えします。取り組みの状況についてですが、光市の公民館につきましては、以前より、生涯学習活動の拠点施設というよりも、地域コミュニティ活動、いわゆる地域づくりや地域交流の活動の拠点施設として活用されてきました。このことから、来年の（仮称）室積コミュニティセンターの供用開始に合わせ、市内の全12公民館を一斉にコミュニティセンターに移行したいと考えております。なお、コミュニティセンターに移行した場合も、特に現状の活用方法と大きく変わるものではありませんので、各公民館の準備というものも特にないと考えております。

○笹井委員

ちょっとよくわからなくなってきました。公民館からコミュニティセンターになると、大分業務とか法令とか機能も変わる部分があると思うのですが、その辺はどういうふうになるのか、もうちょっとわかりやすく教えていただけますか。

○縄田地域づくり推進課長

当然、行政としては条例等の整備は必要になってきますけど、先ほど申しあげましたように、公民館からコミュニティセンターに変わった場合におきましても、現状の使い方が、地域コミュニティとしての活動拠点として活用されておりますことから、利用の仕方等を含めて大きく変わるものではないと考えております。

○笹井委員

名前だけ変わるということなのですか。それとも、コミュニティセンターになると、新しくこういうことが、今まではできなかったけど、こういうことができるようになると、そういう部分というのはないのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

現在の使い方がコミュニティセンターとしての活用をされておりますことから、移行後においても特に大きく変わるものではありませんが、将来的には有料のイベント等の貸し出しも可能にしたいと考えておりますので、そのあたりにつきましては、今後、地域とどういった活用の仕方ができるのかというところを整理していきたいと考えております。

○笹井委員

このコミュニティセンターの移行については、私も一般質問で何回か質問しておりますが、たしか、そのときの回答で、利益は生まないけれども、有料とかの催事も検討すると、これは去年ぐらいの回答であったと思います。ですから、私は、コミュニティセンターになったら、今までは有料催事はできなかったわけですね、ただ、できるようになると。室積なんかはもう今、建物も変わりますし、そういう話し合いもしていますから、その中でそういう可能性も出てきておるわけですけど。私は、ほかの公民館も、公民館からコミュニティセンターになったら、その段階でそういうことができるようにな

るものだと思っておったのですが、そういうことはできないのですか。本当に名前が変わるだけで、あとは現状のままで、コミュニティセンターになった後の取り組みというのは、そこから後、考えるということなのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

8月の公民館長会議で市の考え方をお示ししておりまして、次回、10月の公民館長会議で、もう1回、議題として取り上げ、コミュニティセンターへ移行する方向で進めるかどうかという結論を出したいと思っております。なお、細かいところにつきましては、今後、各公民館からの意見を聞きながら調整していきたいと思っております。来年4月からすぐに全て有料のイベント等の開催ができるかどうかというのは、現状でははっきりはお答えができません。

○笹井委員

現在の状況はわかりました。ただ、私も意見を言わせていただきますが、やっぱり新しいコミュニティセンターという看板を掲げるわけですから、それはこういうものだと、今までとは違うのだという理念を示した上で、当然名前が変わるときに、その運営とか取り扱いも変わらないといけないと思っております。名前を変えた後で、「後でまたみんなで考えましょう」では、何のために名前を変えたのかと、あるいは変わったことによる体制の変換というのができないまま、看板のかけかえになってしまうのではないかなと考えております。これについても、私自身はそこら辺の議論がもう各公民館単位で始まっておるものかなと思って、できれば支所長さんに状況などをお聞きしたかったのですが、今の話ですと、まだ地域づくりのほうで所管されておることですから、これ以上の質問は、これについてはやめますが、また12月あたりでこの今の論点については追及していきたいと思っております。

あと、関連で、まだ公民館、聞きますけど、大和地区には今3公民館あるわけですが、これについて三つのままで行くのか、どうするのか、連携や協力についてというのがと、私、現状の進捗状況がよくわかりませんので、お伺いします。大和地区についてはどうなってるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

現在、大和地域は、大和、東荷、塩田の3公民館がありまして、それぞれ地域には、その土地で長年培われてきました歴史、文化、そして人と人とのつながり、こういったものがありますことから、大和地域においては現状のままの形で地域づくりを進めていきたいと考えております。

○笹井委員

ということは、先ほどの話をまとめますと、今、大和公民館、東荷公民館、塩田公民館ありますが、4月から今のままの体制で三つがコミュニティセンターという名前になって、そのまま継続されると、4月から当面、直近で見れば、そういうことというこ

とでよろしいですか。

○縄田地域づくり推進課長

はい、そういうことです。

○笹井委員

もう意見だけ言いますけど、やっぱり名前が変わるというのは、私は物事に取り組むための一つの節目だというふうに考えております。この機会に、やはり今までの問題点などを改善する取り組みがあつてこそその名前変更だと、名称変更だと思っておりますので、またその点から質問、追及していきたいと思ひます。

終わります。

○四浦委員

私のほうから1点、国民健康保険についてお尋ねします。本会議の一般質問、同僚のやったもので、私が聞き漏らした部分もあるかと思ひますが、平成27年度から低所得者が多い自治体に対する財政支援を拡充し、毎年1,700億円投入というふうになりました。次年度からまた額が変わるようではありますが。それは光市には幾ら投入されてきたかということと、じゃあ、国の負担金が国民健康保険会計における比率として何%から何%に変化したかというのがわかれば、教えてください。

○田村市民課長

当初予算で保険基盤安定繰入金の保険者支援分の増額がという御説明をさせていただきましたが、光市においては6,000万円程度であろうと、当初予算ベースで6,000万円程度であろうと。財源といたしましては、4分の3が国・県、4分の1が市の持ち出しで、一般会計から特別会計へ繰り入れるという形でございます。パーセンテージにつきましては、資料を持ちあわせておりませんので困難であります。申しわけございません。

○四浦委員

光市にはいつ入ってきたのですか。今年度も幅が広いから、何月だとかいう表現ができますか。

○田村市民課長

ちょっと何月というか、分割で入ってきたように思ひますが、今までも入ってきたものの金額が拡充されたという形で御理解いただければと思ひます。

○四浦委員

御承知だったら教えてほしいのですが、国の投入の1,700億円というのは全国を押しなべて、全体でということになります。国の負担分の何%程度になるかというのがわかりでしたら、教えてください。

○田村市民課長

数字を出すのが困難であります。

○四浦委員

少額ではあるがという言い方をしたいようなものではあるのですが、国の国庫負担がずっと下がり続けたということから、国保の会計がどうしても被保険者並びに地方自治体に負担がかぶさってくるというふうなこと、あるいは所得の低い人が加入している関係もあって、払いたくても払えない人がふえてきていると、続出しているというふうなことも若干国が理解をして、こういう措置もとってきたと理解はできるのですが、角度を変えますが、たしか国保基金が今年度末で4億円強になるであろう試算してるというふうに、何千万とか何千何百万というところを私はちょっと聞き漏らしたんですが、そういうふうになっている、ちょっと詳細の数字を教えてください。

○田村市民課長

6月議会の補正の議案の中で申し上げたところでございますが、6月補正時点で、今後補正がなければ4億7,000万円程度の基金であろうということでございます。

○四浦委員

従来から、さっきも触れましたが、払いたくても払えないという人たちが出て、収納対策も大変な措置がとられるというふうなことだったのですが、この基金を活用して、改めてちょっと本会議にも出たなって、こう記憶をしとるのですが、同じような質問になるのですが、国民健康保険税の改正を検討したいというふうに述べられたと思いますが、そのように受けとめてよろしゅうありますか。

○田村市民課長

部長答弁で申し上げましたとおり、可能性について検討したいということでございます。

○四浦委員

私のメモには「可能性」って書いていない。そうでしたっけ。まあ鋭意検討してみてください。

終わります。

○西村委員

済みません、予告しておりますので質問します。政策企画部でもマイナンバーのことをちょっとやりとりしましたが、マイナンバーの個人カードの申請について、理解を深めるために幾つかやりとりをさせてください。

一つは、政策企画部では、これは個人カードというのは義務なのですかと、申請をし

てもらうのは、それは義務ではありませんと、この10月以降に届く書留の中にマイナンバーの通知カードというのがもうありますと。だから、既に、申請しようが、しまいが、カードがあろうが、あるまいが、お一人一人に背番号が振られると、背番号じゃなかった、マイナンバーが振られるということが理解できました。

そうすると、10月以降に、私たちはよく尋ねられるのですが、何か変な郵便が来たよと、新手のオレオレ詐欺じゃないかというふうに聞かれたりすることもままあるのですが、これはもし個人カードが必要でない方、年配の方で、もうややこしいからと、そんな暗証番号なんか覚えられんしという方がいらっしゃれば、そのカードのですね、ピリピリッと割いて小さなカードにできると思うのですが、その番号だけをきちんと保管しといて、返送用の返信封筒を使った個人カードの申請というのは写真をつけて出さなくてもいいということですか。

○田村市民課長

おっしゃられますように、個人番号の通知カードですよ、これは全ての世帯、全ての市民の方にお届けするよということになっております。個人番号カードの話はされたと思うのですが、今後どういうサービスが出てくるかのあたりは、今時点、私のほうも持っておりませんが、必要なければ、当面ですね、通知カードは大切に保管していただきたい。先ほど議案で申し上げましたように、再交付になりますと、また500円というお金がかかりますので、大切に保管していただきたいと考えております。

○西村委員

わかりました。じゃあ、当面必要のない方については、自分の番号をきちんと書いてあるカードに、通知カードですよ、通知カードで保管をしといて、また御入り用になったとき、これは期限があるのですか。初回であれば、いつでも無料というふうに説明してもいいですか。当面は要らないけど、すぐに来年の1月1日以降にね、僕らだったら、1月にはもうもらえるように郵便で出しますわね。だけど、当面必要のない方、1年なりと2年なりと終わって、ああ、でもやっぱりいろいろ税金の申告のことを考えたら、これがあつたほうが便利だ。というのは、何でしたっけ、認証、証明、身元、身元じゃない、何だったか、暗証番号があつてね、意思表示をする署名の分がありますよね、そういうのがあれば簡単にe-Taxなんかできますよというふうなのだから、やっぱりやろうというときには、年数がたつても初回は無料でいいですか。

○田村市民課長

初回につきましては無料というふうに聞いております。

○西村委員

ただし、勘違いしちゃいけないのは、これは市役所が発行するのではなくて、実は政府のほうが発行して、こっちに送ってきたのを交付するという手続きになるのですよね、個人番号カードは。

○田村市民課長

個人番号カード、通知カードも含めてでございますが、市が地方公共団体情報システム機構というところに委託して、カード関連の事務、カードをつくっていただくということでございます。発行者でいえば、光市が発行するという形になります。

○西村委員

わかりました。そうすると、受け取る際に必要なものは、もちろん通知カードは必要でしょうし、それから何かほかに必要なものがありますか。

○田村市民課長

個人番号カードでございますが、申請、個人番号カードの申請、これ地方公共団体情報システム機構のほうへ郵送なりで送っていただくわけでございますが、カードができましたら市の窓口のほうに届きます。市のほうは、交付通知と申しますか、はがきを送らせていただいて、持ってきていただくものとしては、先ほどおっしゃいました個人番号通知カード、それと住基カードを発行されている方については、住基カードと引きかえになりますので、住基カードも持ってきていただく。あと、本人確認書類として、住基カードなり、免許証、パスポートなどの写真がついたものであれば1点、そういうものがなくて、健康保険証とか年金手帳とか預金通帳等しかない場合は、2点、本人確認のために書類を持ってきていただくような形になります。

○西村委員

わかりました。お金も実印も要らないということですね。要るのは通知カード、交付通知書、それから本人が証明できる免許証のようなもの、それと住基ネットの市民カードを発行されている方は、交換なので、それを持ってこないといけないということですね。わかりました。

それで、御年配の方で、各支所あるいは出張所なら取りに行けるのだけれどもと、何月何日に行くから室積の出張所で受け渡しはできないかという相談があったら、どう答えればいいですか。

○田村市民課長

受け取りというところでございますが、暗証番号の設定、これが必要でございます。暗証番号の設定できる機械につきましては本庁しかないということでございますので、御足労ではございますが、本庁のほうに御来庁いただきたいと思っております。

○西村委員

わかりました。そしたら、そういうふうに分かれば、僕が連れて行ってあげるからと言って、本庁に連れてきたらいいわけですね。それも、1月1日以降、来年からになりますかね。

○田村市民課長

10月から個人番号通知カードのほうが各世帯に配られるわけですが、これは全国ほぼ全ての自治体が、先ほど申しました地方公共団体情報システム機構のほうに委任しておりますので、届くタイミングについてはちょっと不透明な部分がございます。当面、市から皆様のほうに交付通知のはがきが届きましたら、市役所のほうに来ていただければというふうに考えております。

○西村委員

わかりました。物がないので、言葉だけですから、よくわからない部分もありますけども、何せ10月からはマイナンバーのいわゆる書留がおうちに届くと、それも4人家族がいれば4人届くということになりますね。もし住民票があれば、不在の家族がいれば、その住民票を目当てに届くということになるということで、よく理解ができましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○大田委員

済みません、今ので、マイナンバーでもう一遍お聞きしたいのですが、全市民に知らせると今言われたのですが、例えば独居老人で住民票は光市にあって長期病院に入院している方とか、独身で光市に住所があって海外に3年ぐらい出張しているとかいう場合なんかは、どうされるのですか。

○田村市民課長

やむを得ない理由で住民票の住所地で受け取ることができないという形でのお話をさせていただきますが、現在、ホームページや8月25日号の広報紙でも周知しておるところでございますが、居所情報の登録申請というのをさせていただいて、市のほうに返戻が少なくなるような形のものを行っております。例えば病院とか福祉施設ですよね、こういうところに、要は独居でおられる方がそういう施設に入所されておられれば、誰も受け取る方はいりませんので、「私、今ここにいますよ」という書類を市のほうに出していただいて、市からそちらのほうへ送付するというような形はとっております。

○大田委員

そういうふうな病院におられる方だったら、病院のほうから「ここにおられますよ」という連絡が来るかもわかりませんが、会社で長期、3年ぐらい行っている、ことしの3月ぐらいから3年ぐらい行っているという場合なんかは、例えば連絡しようがないと思うのですが、そういう場合はどうされるのですか。

○田村市民課長

個別の状況については、当然、市のほうで把握できるものではございませんので、国が制度の周知とかも図っておりますし、不明なことがあれば問い合わせをしていただき

たいというところでございます。

○大田委員

なるだけ、ないようにしてください。

それから、先ほど同僚委員が空き家条例のことについてお聞きしたのですが、今現在のところ、勧告やらとかいうのは全然ないと言われたのですが、実際に倒壊の危険性がある建物があるわけですね。それなんかも今現在そのままなのですが、そういうような場合は、どういうふうにお考えで、どういうふうに対応されておられるわけなのか。

○藤本生活安全課長

今まで粘り強い交渉でお願いをしておりました。しかしながら、相続人さんそれぞれの方も理由があり、相続人も多数という中で、まだ一向に片づいてない状況であります。今後は、空き家対策特別措置法の中に「特定空き家」光市の条例では、「管理不全な状況の住宅」という住宅であります。この特定空き家を選択することによって、基本的には行政代執行の要件を備えるという話で、本来、行政代執行は義務者が義務を履行しないと、ほかの手段で義務の履行を確保することが困難であること、あと不履行を放置することが著しく公益に反することがありまして、この著しく公益に反することが特定空き家に認定することで、認めたこととなります。今後は国の特定空き家認定、自主的な解決策での粘り強い交渉で、行政代執行ができる段取りで問題解決に向けて行く考えであります。

以上です。

○大田委員

その特定空き家というのに認定されるのは、どのぐらいの期間が要るわけですか。

○藤本生活安全課長

国の条例を一部改正しながら、今後また検討していきたいと思っています。時間的には今からまだもう少しかかると思います。

○大田委員

その場合、法定相続人が1人の場合はみやすかろうと思うのですが、それが今、亡くなって、複数になった場合なんかは、全部、複数の人の承認を得るようになるのですか。

○藤本生活安全課長

基本的には、全員の承認が必要となります。

○大田委員

なるだけ隣の家に倒壊がしないような早い時期に、よろしく願いいたします。
終わります。

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第62号 光市退職手当条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第58号 平成27年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：太田総務課長、梅本消防担当課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

済みません、1点だけお聞きしたいと思います。先日、虹ヶ浜のほうで住宅火災があったのですが、そのときに消火栓の上に車が駐車してあって非常に困ったというお話をお聞きしておりますが、その状況の説明をいただいてもよろしいですか。

○梅本消防担当課長

それでは、火災のときの状況ということでの御質問をいただきました。お尋ねの火災でございますが、ことしの7月27日、光市虹ヶ浜2丁目で発生した建物火災のことであろうかと思われます。状況でございますが、本火災には、光地区消防組合中央消防署から消防車2台と、光市消防団の消防車3台が出動して消火活動に当たっております。このうち、消防団第1分団の消防車が海岸沿いの消火栓を使用する際、消火栓近くの路上

に駐車車両がございまして、車両を傷つけないように注意しながら消火活動を行ったという報告をいただいておりますが、特に活動に支障があったということは聞いておりません。

○田中委員

ありがとうございます。消火栓という表示の看板、何というのですかね、看板があるのですが、なかなか気づきにくい状況というのもあって、路面のほうにも色は塗ってあると思うのですが、そのあたりで今回を機に路面の色塗りを目立つようにするなど、何かしらの対策が必要ではないかと思うのですが、そのあたりはいかがお考えか、お聞かせください。

○梅本消防担当課長

再度のお尋ねをいただきました。今、委員からお話がありましたように、消火栓には通常標識等を立てることによって消火栓の存在を示しておるわけなのですが、道路が狭隘であるとか、視認性が悪いような場所には、消火栓の周囲の路面に黄色の塗装で表示しております。今回の消火栓につきましては、標識が設置してありましたけど、委員さんからありましたように、松林の関係で近くに寄るまで目に入りにくいということが考えられますので、路面表示等の対応について検討していきたいと思っております。

○田中委員

それで、もう少しお聞きしたいのですが、これ、なかなか海水浴場沿いの道ということで、海水浴シーズンにはもうびっしり車が詰るような感じで、なかなか、あつてもとめてしまう方もおられるのではないのかなと思うのですが、所管がちょっと違ってくるのかもしれませんが、これ警察との協力も必要かと思っておりますが、消火栓の上にもし駐車車両がいた場合に、その車の所有者の方は駐車禁止の切符を切られるのかどうかというところは、わかれば教えてください。

○梅本消防担当課長

駐車違反についてのお尋ねでございます。道路交通法では、消防水利の周辺が駐車禁止になっております。消火栓の場合ですと、消火栓から5m以内の場所が駐車禁止場所となりますので、該当の場所に駐車している車両というのは、これは取り締まりの対象になろうかと考えられます。

○田中委員

わかりました。それでは、5m以内が駐車違反になるということで、特に海水浴場沿いの松林沿いのところには大胆な色塗りも必要なのかなと思うところでもありますし、また、これ警察とか自治会等とも協力しながら、ふだんから駐車している車には反則切符を切ってもらするなど、何かしらの対策が必要ではないかと思っておりますので、そのあたりは本当に火災、今回起きて、すごいびっくりしたのですが、本当に一秒を争う消火活動

をしてくださっていると思いますので、ぜひ自治会とか警察とも連携して対策を練っていただければと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○笹井委員

では、3項目お伺いします。一つは防災関係、ハザードマップ関係で、6月の議会で質問したことについて、事実関係だけちょっと確認させていただきたいと思います。今のハザードマップには峨嵋山への避難が全く想定されてないわけですが、峨嵋山へ避難するためにこの避難道路を整備してほしいという要望を地元自治会から市当局は受けてますでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

本年4月19日に行いました津波ハザードマップの出前講座等におきまして、山根町自治会から峨嵋山に避難したいとの意見が出され、利用する道の状態が悪いので改善してほしいという意見をお聞きしております。

○笹井委員

その2年前に一応峨嵋山への避難路を整備してほしいというのを文書で何か市役所に出したというのですが、それは防災危機管理課としては受け取ってないということですかね。所管がちょっとはっきりしないので、総務部としてはどうでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

今の御質問で、書類を市役所が受け取ったかということに対しまして、恐らくこれは経済部のほうの所管になるのではなからうかと思えます。

○笹井委員

峨嵋山自体が県の山で、しかも所管は農林事務所の所管ということですから、市役所の所管でいえば経済部になるのかなということで、だから総務部防災所管としては、それは把握してないというふうに、こちらは理解いたしました。

あとは、所管外になりますので、これ以上ちょっと聞きようがないので、次の項目に入ります。

総務にお聞きします。市職員の研修があるかと思えます。研修の体系について、どの世代でどういった研修を受けるのかというのが、そういう理念がありましたら、お答えください。

○太田総務課長

どの世代でどういった研修を受けるのかという御質問ですが、階層別研修として整理してお答え申し上げます。

まず、新規採用職員を対象としまして、職員として職務上必要な基礎知識や技法を習得する研修。若手職員を対象として、柔軟な発想で問題を発見し、その改善策を提案す

る手法を学ぶ研修。中堅職員を対象とした、論理的思考能力や業務改善能力、政策法務能力の向上を図るための研修。また、係長級の職員を対象とした、必要な仕事と人のマネジメント能力の向上を図るための研修。さらには、課長級職員を対象とした、必要とされる組織目標の設定と推進、業務マネジメント、部下の人事評価や能力開発等の意識を高めるための研修などを受講しております。さらに、本市独自の研修とセミナーパークで実施される研修の受講によりまして、各階層に応じた能力開発や意識啓発に努めているところでございます。

○笹井委員

わかりました。今、回答にありましたセミナーパークの研修、これは自治研修所になるのかなとも思うのですが、このセミナーパークでの研修というのはどのようなものがあるのでしょうか。

○太田総務課長

ただいま申し上げた階層別研修のほかに、セミナーパークでは自治体職員としての資質の向上を図るため、法律などの基礎知識を学ぶ講座を初め、契約事務講座、税務実務講座などの実務に即した講座、さらには折衝・交渉力講座やファシリテーション講座といった基礎能力を高める講座など、27年度においては34の研修が実施されております。

○笹井委員

わかりました。セミナーパークにおける研修は、1日で終わるものと、2日以上連続して行われるものがあると思いますが、2日以上連続して行う場合の研修というのは、これは宿泊してやっておられるのでしょうか、それとも2日間、日帰りで行って帰っておられるのでしょうか。

○太田総務課長

セミナーパークで宿泊を伴う研修につきましては、ほかの自治体職員との親睦を図ることを目的に、新規職員採用研修と若手職員研修、この二つの受講者については原則宿泊することとしております。この二つ以外の研修につきましては、希望者のみが宿泊しているという状況でございます。

○笹井委員

希望者のみが宿泊ということですが、セミナーパークの施設側からは、宿泊が原則とか、あるいは、できるだけ泊まってほしいという、そういう意向というのはないのでしょうか。もう全部、研修に出す側の任意判断でできるのでしょうか。

○太田総務課長

セミナーパークのほうからそういった要望は聞き及んでおりません。よって、こういった形で研修の参加をしております。

○笹井委員

わかりました。あっちの要望がないのであれば、こちらの自主判断かなと思いますが、ただ他の自治体との交流を図るためにその若手研修とかは宿泊されると、これは当然だし、私はどんどん、それは絶対外せない部分だと思っています。それ以外の研修でも、私は、別に若手じゃなくても、他の自治体の方と懇親、交流を図るのは大事だと思っておりますので、できるだけ宿泊でやっていただくよう、ひとつ御検討していただければと思います。

また研修ですけれども、市の職員がテーマを決めて、こういう分野のこういうことを見たいのだというふうなテーマを決めて他自治体の研修視察を行うことは可能でしょうか。

○太田総務課長

視察につきましては、各所管課が予算要求を行いまして、目的や視察内容、場所等を審査した上で予算が配当され、視察に行くこととなります。よって、他自治体の視察を行うことは可能でございます。

○笹井委員

わかりました。予算要求した、予算がついた上で可能ということですが、それはどこの課でも大体ある程度の予算というのはついとるのでしょうか、それとも課によって、ついているところと、ついてないところがあるのでしょうか。

○太田総務課長

予算要求時に必要に応じて精査しておりますので、ついているところも、ついてないところもございますが、加えて説明しますと、総務のほうで先進地視察等の予算をとっております。これにつきましては、各所管のほうから具体的な申請を受け、行くべき視察であると考えた場合には、この予算のほうから視察に行っている状況でございます。

○笹井委員

わかりました。予算で各課がとったものに加えて、総務のほうで先進地視察の予算もあるということで、それは機動的に対応できるのかなと思います。

研修に行ける人のことをお聞きするのですが、これ、行ける人というのは例えば係長級以上とか、そういう縛りがあるのか、それとも、その担当であれば若い人でも行けるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○太田総務課長

内容によって管理職が行く場合が適切な場合あるいは係長級が行くことが適切な場合など、視察内容によって対象者は当然変わってくると思いますが、若手職員など、業務の直接的な担当者が視察に行くこともございます。若手職員が行くべきと判断するもの

は、若手職員が行くべきというふうに考えております。

○笹井委員

業務の内容とか、そのときの必要性によって変わるかと思いますが、特に他自治体への研修視察は大変勉強になりますので、私としてはぜひ若手職員の人を行かせていただくよう御判断をいただきたいと思います。管理職の方はそれなりの責任もありますが、ただ長期的な光市の中のノウハウの構築とかを見ると、やはり若手、2人で行くときはやっぱり世代を変えて、若い人をできるだけついて行かせてあげると、勉強させてあげるといことが、将来的な光市政の繁栄につながるというふうに思っております。

最後の項目、ちょっと人事についてお聞きしますが、ことし、人事の異動表なんかを見ると、年度途中の人事異動が多いような気がするのですが、理由はありますでしょうか。

○太田総務課長

人事異動のお尋ねでございます。組織や各職場によって、それぞれ解決すべき問題、課題点が発生した場合に、年度途中にはなりますが、解決のために人事異動を行っております。

○笹井委員

一般論ではなくて、私は、今年ちょっと多いのではないかという疑問を持っておりますので、回答としては、いや、多くないのだというか、もしくは、こういう理由で多いのだというふうに、質問に答える形で御回答がいただきたいのですが。

○太田総務課長

27年の9月異動も行っております。これにつきましては、夏の大きな業務が終了したことに合わせて退職職員が出たことが要因でございます。

○笹井委員

わかりました。ジャンボリーがありましたし、それが終わりましたので、その関連の異動があるのかなというふうに私としては認識しました。

ただ、ちょっと聞くのですが、職場の在籍期間が1年に満たない間に、かわると。例えば3年と半年でかわるとかいうのは、いろいろあると思うのですが、1年にも満たない間に職場をかわるとる異動というのが今回あるのではないかと思うのですが、どうですか、これありますか。

○太田総務課長

市組織全体を見通した中で、在籍が1年未満であっても異動することはございます。

○笹井委員

一応「ありますか」と聞いていますので、あるか、ないか、どちらかで答えていただければと思うのですが。

○太田総務課長

ございます。

○笹井委員

私は、やっぱり人事というのはそのときの必要性によって当然フレキシブルな人事も必要だと思いますけど、一方で、ある程度きちんと、特に若手職員というのは最低2年ぐらいじっくり勉強させて、また次の職場に送り出すというようなことが必要だ、そういう安定性が必要だと思っています。今回、ジャンボリーのせいだろうと思いますけれども、何か随分短い異動があるようでございまして、これは私としては、あんまり市の長期的な人材育成のためによくないのではないかなと思っています。その辺、いろいろな年によって事情が異なりますので、一概には言えないところもあるかと思いますが、若手の方が安定して仕事を覚えられるような体制づくりに努めていただきたいと思います。

終わります。

○四浦委員

私のほうは1点だけお尋ねをいたします。職員採用試験についてお尋ねしますが、前半がというか、去年あたりの例で見ると、1回目の試験がもう既に終了をしているようですが、この試験に当たって、以前と変わりはないと思いますが、選考委員はどういう方がやられておりますか。

○太田総務課長

上級行政、土木、保健師、保育士、さまざまな採用がありますので、ここでは上級行政一般でお答えさせていただきますと、面接官ということでお答えをさせていただきますと、面接は個別面接と集団面接がございます。まず、集団面接におきましては、市長、副市長を含め部長級で約11名程度で集団面接を行っております。次に、個人面接につきましては、まずは最初の個人面接は、総務部長を初め各所管の部長が出て面接をしております。人数的には、そのときの状況によって若干異なりますが、全体で5名程度の面接官で試験をしております。

○四浦委員

話が前後しましたが、1次試験については筆記試験だと思いますが、どういう形で運ばれますか。

○太田総務課長

これもいろいろありますので、上級行政の一般で申しますと、1次試験は、教養試験

と適性試験と課題式論文でございます。

○四浦委員

教養試験、適性試験というのは筆記試験でありますか。

○太田総務課長

そのとおりでございます。

○四浦委員

以前、相当古いものなのですが、議会本会議の議事録を持ってきておるのですが、面接のほうは過去には5人でやられている。選考委員は、市長、副市長、これは当時ですから収入役、総務部長、人事課長及び人事研修係長、6人になっていた時期もあったようですが、今の形になったのはいつからですか。

○太田総務課長

今の現在の面接形式になった年度でございますが、申しわけございません、承知しておりません。

○四浦委員

そうしますと、簡単に聞きましょう、上級で1次試験、今年度もう実施済みのものによろしゅうございますが、実施済みの上級試験で1次試験の合格者は何名か、なお最終的な合格者は何名か、それがわかれば教えてください。

○太田総務課長

27年度の1次募集の上級行政一般でお答えしますと、受験者数44名に対して1次合格者は19名で、2次の合格者は5名となっております。

○四浦委員

上級で1次試験で19名が合格ということで、固有名詞などは全く関心がありませんから、そういうものはお尋ねするつもりはありませんのですが、1次試験の合格者と2次試験の合格者について少し気になることがありますから、この順位をお尋ねしたいと思うのです。2次試験5名合格者は……、まず、これを聞きましょう。1次試験の合格者の順位は1位から19位まで、例えばこれで見ると、A1003とかいうのが出ておりますわね、その順位は決まっているわけですか、1次試験の。——ちょっと聞き方が悪かった。1次試験の順位を把握はされていらっしゃいますか、19人の順位。

○太田総務課長

1次試験の合格者につきましては、受験者の上位から19名でございます。

○四浦委員

Aの1003が1位で、Aの1004が2位でとかいうふうな形で順位はわかっているわけですね、受験番号では。ねっ、そういうことですね。はい、うなずかれました。そうしますと、2次試験の5名ですね、5名と言われましたが、その中で1次試験の5名の方の順位を、順位上のほうから言ってみてください。

○太田総務課長

受験者の個別の成績を個別にお示しすることはできませんが、1次試験で上位だった者であっても、その2次試験の成績いかんによっては順位が上下いたします。一定程度点数をとった者を1次合格者としておりますが、2次試験においてはグループ討議及び発表、それと個別面接において合格者を決定しておりますので、1次試験と2次試験の成績を勘案して合格者を決定しているということでございます。

○四浦委員

私がね、わざわざ固有名詞は全く関心がありませんと前段で申し上げたのは、それはそういう意味があるのです。固有名詞を言うていただく必要はないし、それから、ここに書いている受験番号で言うていただかなくてもいいですよ。全く質問に答えてないですね。これは答えられると思うのですよ。2次試験の合格者5名が1次試験で例えば1位であった、2位であった、3位であった、4位であった、5位であった、上から5番目をとったということもあるかもわからないし、そうでないケースもあるだろうと思いますから、1次試験の順位をお教えいただきたいというふうにお尋ねしたのです。それには全く答えてないから、もう一度お尋ねします。

○委員長

今の質疑、質問には非常に回答ができないでしょうけど、できないと思いますが。

○四浦委員

そんなことないです。それじゃあね、ちょっとかみ合わんから、できない理由を言うてみてください。

○太田総務課長

個人情報につながることでありますので、答えは御容赦願いたいと思います。

○四浦委員

私は知らなかったと思うね、それは。受験番号を言うたら個人の、何といたしますか、固有名詞、誰々さんということがわかるという仕組みになっているとは、私はつゆ知らずということで質問してみたんですが。受験番号で言わなくていいですよ。だから、2次試験で合格をした、いわゆる最終合格者の5人というのは1次試験で何位でしたか、5人のうち。1位と3位と5位と12位と18位、そういう形で答えていただいたらいいの

ですが、難しいですか。それが個人情報に触れるとは到底思えないけれど。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

選考委員のことについては改めてお尋ねをいたしますが、たしか近隣でも民間を入れている、選考委員の中にね、いうところがあったように記憶します。これはもうずっと以前やりとりしたときの記憶ですから、正確でないかも知れませんが、それを少なくとも県内で調べたことがありますか、選考委員に民間が入っているということについて。

○太田総務課長

民間の選考委員が入っているかということ調べたということは、私の記憶する限り、ございません。

○四浦委員

私の記憶ではね、下松が2人入っているという、でも、今現時点がどうかということはありませんが、どれぐらい前なのかね、5年ぐらい前だったかと思いますが、そういう記憶がありますし、多分この委員会でやっていたと、それはね、思います。ちょっと口開きついでですから、副市長は、委員会に、この部署には携わっているから、総務はなかったかな、記憶はありませんか。

○森重副市長

採用試験にかかわる選考委員の民間からの、民間委員の導入については、少し私も今のところ把握しておりませんので、御容赦いただきたいと存じます。

○四浦委員

それじゃあ、この件は、先ほどの保留した部分とあわせて、事後に、次の委員会といいますかね、そういうときにお尋ねしますから、それまでには時間があるでしょうから、調べとっていただきたいというふうに思います。

それじゃあ、私のほうは終わります。

○西村委員

私の手元には、この27年の18号台風の雨の状況の、これは気象庁が出した、内閣府が出したもののなのですけども、資料があります。それによると、時間で62mm、24時間で550mmという雨が栃木県や埼玉県に降ったという報告になっております。それで、いろんなところでニュースにも出たり、それから映像にも出ましたから、腰までつかったり、ヘリコプターで救助されたり、災害の状況は、常総市というところで川が決壊しましたので、皆さんも御存じかと思います。

そのあたりのことで、そしたら、うちのまちは大丈夫かいなということで、久しぶり

に島田川のハザードマップを拝見しました。これ平成15年の8月に発行されていて、当時このハザードマップでは100年に1回発生する洪水を想定しと、100年に1回の降雨とはと、島田川流域で2日間にわたって総雨量が331mmという想定でハザードマップをつくっております。

しかし、そのハザードマップ、改めて見ますと、堤防の決壊のおそれがあるという箇所は20カ所に上っております。先ほども言いましたように、今どきは思わぬ雨が短時間に降る、で、その上流で降れば当然下流もということになりますので、恐ろしいなと思っておるところなのですが、これ踏まえて、危機管理課にお尋ねをしたいのですけども、まだ9月の10日ですから、日にちたっておりませんが、市長のほうからも、そういうおそれのある場所の点検をしてくださいということで指示があったというふうにも聞いているのですが、この20カ所の決壊をする場所というのは、防災のほうが中心になって、いわゆる総務からですよ、中心になって各所管で点検をしてくださいというようなことは最近されたか、以後される予定があるか、そんなことをちょっとお伺いしたいのですけど。

○中尾防災危機管理課長

今の御質問にお答えをいたします。点検をしてくださいというようなことは、まだ指示をしておりません。これから先ということになれば、島田川は県の河川となっておりますが、県の河川だから、しないということにはできないと思います。これにつきましては、建設部のほうと、連携をしていくという格好になるのではなかろうかと考えております。

○西村委員

ぜひその連携を深めて、災害の危険のある箇所は立ち回りをしていただきたいのです。防災のほうはもう御存じかと思いますが、島田川は、上島田の駅から立野の交差点まで、河川の幅を60mから90mに今広げようということで、県が用地の買収を、去年か、ことしからか、ずっとされているというふう聞いております。で、河川の幅も、この区間ではありますが、30m余り広がるというふうにも聞いておりますし、それから虹ヶ丘の区画整理をするために河川の土砂を一部取って、そちらのほうに捨てさせていただいたということで、河床もかなり下がって、余裕も出てきているというふうには認識しております。

それで、ここらあたりはもう1回ちょっと聞きたいのですけども、島田川は県河川ですけども、いわゆるだんだん小さくなる川、これ、地図見ても、いろいろ小さい川の名前が書いてございますね、支流にはね。それから、光井川なんかも小さな川、これも県河川になるのですかね、一応。だけど、その支流のほうにわたっても県が点検をしてくれる、進んでしてくれればいいのですが、やっぱりうちのまちなので、手分けしてそういうことを見回すような体制を防災のほうでも考えていただいたらというのは、今、防災課のほうには「防災士」という方がいらっしゃるのですかね。

私もちょっと、よくこれ認識してなかったもので、改めてインターネットで「ウィキペ

ディア」っていうやつで読んでみたのですが、簡単に言うと、この地域の防災のリーダーを養成するというような形で、行政の職員を中心に、かなりの人数が今認定されておる、補助もあるというような話を聞いておりますので、ぜひぜひその防災士なんかの養成し、地域の自主防災の皆さんに御自分の地元の河川の様子なんかをよく点検してくださいと。

私は実は警察署の裏の太郎丸川をよく見に行くのです。市長も家がすぐそばなのですが、実は市長の家から下に行ったところ、警察署の裏、今、ダイワハウスさんが造成をしましたが、川がクランクに曲がってしましてね、非常に狭くなっているんで、雨が上で降れば、水かさがぐっと上がると。そこをよくオーバーしたりもするので、危ない箇所というふうに自分でも認識しています。ですから、そういう意味でも、島田川だけでなく、小河川にも手を伸ばして見回りをしていただきたいなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○中尾防災危機管理課長

光井川ですが、これは県の河川になります。こちらにつきましては、県が年に1回、車上から巡視をするということをされているそうです。その他の河川等については、点検という名目ではないですが、道路河川課におきまして、現場に行った際に確認をしていると聞いております。

○西村委員

わかりました。ほかの所管にもまたぎますので、防災のまとめ役ということでお尋ねなり、提案なりをさせていただくのですが、先立って千坊台の山裾と、全部ぐるっと見て回ったのですが、砂防ダムが2カ所あって、1カ所はもう草ぼうぼう、1カ所は砂防ダムの横が土砂が抜けて、何というのですか、ガードレールが1 m50ぐらいひん曲がって、はね上がっていたのですよ。すぐ、それは経済部のほうに言って、土木のほうに言って、立ち回りしてくださいねということでお願いしたのですが、やっぱり人間の目で手間暇かけてでも見回らないといけないなと。

島田川河川なのですが、県ですけども、ぜひ県のほうにお願いしてほしいのは、立野から小周防にかけては土手に竹が随分あって、竹というのは、しばらくしたらパタンと倒れて、大きな雨が降ったらザバツと流れる。小野橋とか潜水橋にひっかかって、何というのですか、水が流れなくなるというおそれもあるので、そういうのは定期的に切っていただくとか、こちらのほうで切るとか、考えておいたほうがいいのかというふうに思いますので、あわせてお願いをしていただきたいと思います。

それと、防災関係ばかり聞いてあれなのですが、最近ネットを見ると、太陽光発電の、メガソーラーにかかわらず、山土手とか結構事故が起こっています。どんな事故かというと、やっぱりその場所に、これは和歌山県の事故なのですが、9月の6日ですが、山肌にあったところにザツと雨が降って、要は泥が抜けて太陽光ごと流れたというような事案なのです。ただ、太陽光を設置するのは、建築確認法上、建築確認が不要だったりとか、開発許可が不要だったりとか、森林法で許可が不要だったりとか、意

外と行政の手の届かないところで、言葉は悪いのですが、乱開発みたいな形でされているというケースがあります。

それで、我がまちでも虹ヶ丘で今木を切って、それこそ重機で虹ヶ丘側に土手をつくって、今、余り喜ばしい状態じゃないところがあるのです。それで、防災に言うのもなんなのですが、この雨水の排水経路をぜひ防災からも確認をしてほしいのです。

今これちょっと図面を、これ土砂災害のハザードマップの図面なのですが、これを見ていただくとわかりますが、虹ヶ丘に降った雨はこのJRの線路をまたいで魚ヶ辺の海に入るようになっていきます。私が聞いたところによると、その排水路は人の高さで、ちょうど背丈ぐらいで二つあるというふうに聞いています。ところが、詳しい人に聞くと、実は4カ所あったんやと。でも、4カ所のうち2カ所は排水がもう滞ったような状態になっているということだそうです。ただ、市のほうから、きちんとしなさいという行政的指導や法的根拠で指導ができないものですから、ぜひ防災の観点から、よそのまちでも大量の雨が降って集中して水が流れて、これ万が一JRなんかに入水したら大変なことになるので、排水計画はどのようにされてますかというようなことを働きかけられないかと。これは土木の観点からじゃなくって、防災の観点からということなのです。市の職員の方でもこの場所を知っていらっしゃる方はいらっしゃると思うので、そのあたりひとつ検討してみてください。この点、いかがですか。

○中尾防災危機管理課長

今の御質問は防災の観点からというふうなお問い合わせなのですが、ただ、今の状況ではお答えが難しいのですが。それでよろしいですか。

○西村委員

いいですよ。ぜひ取り組んでください。法律になくても、これ、よその行政の資料をちょっとネットで繰ってもらいと、いわゆる協定ということで、市民の生命と財産を守るために、法律にはないけども、そういう計画を市のほうに届けてくださいというようなやり方を福岡市なんかでやっていますよね。ぜひ参考にして。福岡市なんかでは、造成工事に当たって、雨水が速やかに排水できるように、造成及び、これは側溝、施設を設けて、停水、滞水しないようにすること、造成地については、雨水・排水計画を作成し、福岡市と協議を行い工事に着手することなどという協定書をつくったりしていますので、新たな取り組みとしてぜひ検討してみてください。

それで、ちょっと次に質問します。ちょっと消防団のことについて、それと消防のことについてお伺いしたいのですが、災害があったときに、自衛隊のヘリコプターや防災ヘリが来て人命救助をしていたと。それから、消防士のオレンジ色の服を来た方が、組み立て式のボートなのか、何か箱型のボートを持っていかれて、おうちに行って人を乗せられて救助されていたというようなことがあるのですが、うちの消防には、消防団にもあるかもしれませんが、そういうボートとか、組み立て式のボートとかゴムボートとか、どれほどあるのでしょうか。

○梅本消防担当課長

消防の装備についての御質問でございます。ボートに関しては、消防団は保有しておりません。消防組合のほうでゴムボートを二つ保有しております。

○西村委員

ありがとうございます。組み立て式のボートみたいなのはお持ちじゃないですか。

○梅本消防担当課長

組み立て式のボートもございません。ゴムボートが二つあるのみでございます。

○西村委員

万が一のことがあっちゃいけないので、もう少し買いそろえていただけたらと思います。それと、テレビで、皆さん、よくごらんになったと思いますが、車が水の中につかって動かなくなるというようなシーンをよく見ましたけども、消防や消防団では、あれ多分エンジンの吸気のキャブレターに水が入って、それでエンジンがとまっちゃうと思うのですが、四輪駆動の車でシュノーケルのついている車は保有されていらっしゃるでしょうか。

○梅本消防担当課長

消防団、消防組合の車両とも、そういった装備をつけたものはございません。

○西村委員

わかりました。消防署は高手にありますから、つかることはないと思うのですが、これは総務に聞きたいのですが、万が一この光の市役所が被害を受けたとき、というのは常総市さんは市立病院も市役所も全部水につかって、いわゆる本部機能が失われた、防災対策のですね、そういうときにはやっぱり本部機能は消防署に移るのでしょうか。

○中尾防災危機管理課長

市役所の機能が失われたというお問い合わせと思いますが、その場合には消防署のほうに移るようになります。

○西村委員

わかりました。ちなみに、ちょっと行ったり来たりしますが、手元には消防団さんの資料があるのですが、今、消防団の方は、これは27年の4月1日で524名登録されています。非常に廉価な報酬で、もうほとんどボランティア的な感じで災害があれば、火災があれば、お手伝いに来てくれるというふうにお見受けしますが、年間のこの消防団員の方の訓練というのはどういうふうに行われているのか、お伺いしてもよろしいですか。

○梅本消防担当課長

消防団の訓練でございますが、各分団で年間計画的に数回の訓練を行っております。また、団の幹部を対象にした訓練を年に1回、また消防団全体での総合訓練というのを年に1回、あと消防団を三つに分けて、それぞれ三つの、それぞれ大隊というふうに呼んでおりますが、大隊ごとの訓練もこれ年に1回やっております。

○西村委員

ちなみに、団員の方の装備、以前、手袋で、何か切れない手袋、あれ何という素材か忘れましたが、そういうのがあったと思うのですが、この常総市なんかで見ると、長靴を履いて、おけがをされた方がかなりいらっしゃって、消防士の方は編み上げ式の、何といいますか、安全靴を履かれているのではないかなと思うのですが、消防団の方もやっぱりそういう被害によって装備は変えられるように支給をされていらっしゃるのですか。

○梅本消防担当課長

消防団の装備でございますが、光市消防団には靴としては編み上げ靴をそれぞれ個人に貸与しております。それと、防火の切れにくい素材でできた手袋等も、まだ全員には行き渡ってないのですが、計画的に今装備をしているところでございます。また、あと海辺の地区を管轄する消防団には救命胴衣ということで、こういった形のものも装備しております。

○西村委員

ありがとうございます。平素余り消防団のこととかお伺いしたことがなかったので、今回よく調べて、よく概要はわかりました。あしたはまた消防機庫を拝見できるということで、よく拝見させていただきたいと思います。

午前中も行いましたけども、教育委員会所管の地域ぐるみの防災キャンプ、ああいうものに参加すれば地域の人の顔もよくわかるし、問題点や課題点もいろいろ出たということで、やっぱり平素から、消防士の方に頼りはなりますけども、我々全員がみんな防災意識を持って取り組むことが大切なのだなというふうに思いました。

るる、いろいろお伺いしましたが、以上で質問を終わります。以上です。

○大田委員

済みません、防災無線のことについてちょっとお聞きしたいのですが、今回、チリ沖地震で光市に高潮が来るといって防災無線が放送されたのですが、市民の方から、声がよく聞こえないということをお聞きしたのです。それで、聞こえないから家の外に出たとしても、それでもよく聞こえないと。何か以前はコンピュータの声で、男性の声が一番よく聞こえるから、男性の声でコンピュータの声にしておるとお聞きしているのですが、市民の方はよく聞こえないと言われているのですが、そのところ、どういうふうに関後されるか、お伺いしたいのですが。

○中尾防災危機管理課長

行政防災無線のことについてお答えいたします。今回、チリの地震に際しまして、放送を19時と19時30分、2回行っております。19時には男性の声で行いました。それから、19時30分につきましては、女性の声を使って放送いたしました。今後につきましては、試験的に、交互に放送させていただこうと考えております。

○大田委員

わかりました。男性の声と女性の声と交互に出すと、じゃあ、どっちかが聞こえるであろうと。わかりました。

その防災行政無線が聞こえない範囲内の方は携帯電話で、防災メールというのは、あれを出すから、いいのではないかというふうにお聞きしておるのですが、あれは携帯を持っている方全員じゃなくて、登録している方だけですよ、もう一遍お聞きしますが。

○中尾防災危機管理課長

メール配信につきましては、市のメール配信サービスに登録しておられる方のみでございます。

○大田委員

以前からお聞きしよって、今ふえている傾向にあるのですか、登録されておる方が。

○中尾防災危機管理課長

今、数字は持っていないのですが、前年度末からすると、少し数字は伸びております。

○大田委員

よく聞こえるように、また登録メールも全体の人が登録されるように市のほうで啓発運動もよろしくをお願いします。

終わります。